

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Bangladesh, People's Republic of (H11年調査結果)	—	不明	不明												1911年インド特許意匠法?	
アジア	Bangladesh, People's Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	開示日									○	2003年統合特許意匠法	第40条 (b)発明に係る展示または書面を朗読した日の前6ヶ月以内に特許出願を行うことができる。
アジア	Bhutan, Kingdom of (H11年調査結果)	—															
アジア	Bhutan, Kingdom of (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—											
アジア	Brunei Darussalam (H11年調査結果)	—															
アジア	Brunei Darussalam (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—											
アジア	China, People's Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (刊行物) 国内公知・公用	6ヶ月	出願日			○		○	○				1992年9月4日改正の1984年中華人民共和国特許法	第24条(新規性に影響しない公開):特許出願する発明創造が出願日前の6ヶ月以内に、次に掲げる事由の1つに該当するときは、新規性を喪失しないものとする。 (1) 中国政府が主催若しくは承認した国際展覧会において始めて展覧したもの、 (2) 定められた学術会議又は技術会議で始めて発表したもの、 (3) 出願人の同意を得ずに他人がその内容を漏らしたものを。
アジア	China, People's Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知 (刊行物) 国内公知・公用	6ヶ月	出願日			○		○	○				2009年10月1日施行(中華人民共和国専利)	第24条(新規性に影響しない公開):特許出願する発明創造が出願日前の6ヶ月以内に、次に掲げる事由の1つに該当するときは、新規性を喪失しないものとする。 (1) 中国政府が主催若しくは承認した国際展覧会において始めて展覧したもの、 (2) 定められた学術会議又は技術会議で始めて発表したもの、 (3) 出願人の同意を得ずに他人がその内容を漏らしたものを。
アジア	Cambodia, Kingdom of (H11年調査結果)	—															
アジア	Cambodia, Kingdom of (H22年調査結果)	無	無	—	—	—										2003年改正特許・実用新案・工業意匠法	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アジア	Democratic People's Republic of Korea (H11年調査結果)	—	無	不明												1978年発明及び革新に関する法律		
アジア	Democratic People's Republic of Korea (H22年調査結果)	不明	無	不明	—	—										1978年発明及び革新に関する法律		
アジア	Hong Kong (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○	○		1997年5月29日改正第52号(特許法) 第95条(標準特許出願の場合の新規性を損わない開示):(1)標準特許出願の場合の第94条適用のために、ただし第15条(2)(f)に従うことを条件として、発明の開示は、それが出願みなし日に先立つ6月以内に発生し、次に掲げる事項のため又はその結果であった場合には考慮されない。 (a)出願人若しくは時下の所有者に係る明らかな乱用、又は、 (b)出願人又は時下の所有者が、所定の博覧会又は会合に発明を展示した事実。 (2)(1)(b)は、出願人が、対応指定特許出願時に、新規性を損わない開示に関する指定特許庁の法律に従い、発明はそうように展示されたと陳述する場合にのみ有効とする。	
アジア	Hong Kong (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○	○		第95条(標準特許出願の場合の新規性を損わない開示):(1)標準特許出願の場合の第94条適用のために、ただし第15条(2)(f)に従うことを条件として、発明の開示は、それが出願みなし日に先立つ6月以内に発生し、次に掲げる事項のため又はその結果であった場合には考慮されない。 (a)出願人若しくは時下の所有者に係る明らかな乱用、又は、 (b)出願人又は時下の所有者が、所定の博覧会又は会合に発明を展示した事実。 (2)(1)(b)は、出願人が、対応指定特許出願時に、新規性を損わない開示に関する指定特許庁の法律に従い、発明はそうように展示されたと陳述する場合にのみ有効とする。	
アジア	India (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (刊行物) 国内公知・公用	12(6)ヶ月、 および事実を知ってから速やかに	出願日				●				○	○	○	◎	1970年法律第39号(特許法) 特許法中に該当する条文は見当たらない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定 の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図 しない 第三者の 開示	出願人の 意図 した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	India (H22年調査結果)	有	有	世界公知 (刊行物)、 国内公知・ 公用	12ヶ月	出願日						◎	◎	◎		2005年4月4 日法律第15号 改正 (特許法)	第31条 公共の展示等による先発明 完全明細書中にクレームされた発明については、 次に掲げる理由のみでは、予測されたものとはみ なさない。 (a) 中央政府が官報告示をもって本条の規定が及 ぶものとした産業博覧会若しくはその他の博覧会 において、真正かつ最初の発明者若しくはその者 から権原を取得した者の同意を得て行う当該発明 の展示、又はその開催場所において当該博覧会 を目的としてその者の同意を得てするその実施、 又は(b) 前記博覧会における当該発明の展示又 は実施の結果としての当該発明の説明の公開、 又は(c) 当該発明が当該博覧会において展示若し くは実施された後、及び当該博覧会の期間中、真 正かつ最初の発明者又はその者から権原を取得 した者による同意を得ないで何人かが行う当該発 明の実施、又は(d) 真正かつ最初の発明者が学 会において発表した論文に記載され又はその者 の同意を得て当該学会の会報に公表した当該発 明の説明。ただし、前記は、当該特許出願が、真 正かつ最初の発明者又はその者から権原を取得 した者によって、当該博覧会の開催又は場合によ り当該論文の発表若しくは公表の後12ヶ月以内 にされた場合に限る。 第32条 公共の実施による先発明完全明細書中 にクレームされた発明については、当該明細書の 関係クレームの優先日前1年以内にいつでも、当 該発明が次に掲げる者によって、インドにおいて 公然と実施されたとの理由のみによっては、予測 されたものとはみなさない。(a) 特許権者若しくは 出願人又はその前権原者、又は(b) 特許権者若し くは出願人又はその前権原者からの同意を得た 何れか他の者。ただし、当該実施は、適切な試験 目的のためにのみ行われ、かつ、当該目的の実 施が公然とされるべきことが、当該発明の内容に 鑑みて合理的に必要であった場合に限る。
アジア	Indonesia, Republic of (H11年調査結果)	—															

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Indonesia, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6(12)ヶ月	出願日				◎			○	○		2001年改正特許法	第4条 (1)発明は、特許出願前6ヶ月以内になされた次の場合においては、既に公表されたとはみなされない。 (a)その発明が、インドネシア国内または国外における公式または公認の国際博覧会、もしくはインドネシア国内における公式または公認の全国博覧会で既に展示された場合。 (b)その発明が、研究開発のための試験の範囲内で、その発明者によりインドネシア国内で既に実施された場合。 (2)特許出願がなされる12ヶ月以内に、他の者が発明の守秘義務に違反する方法で当該発明を公表した場合においては、当該発明は公開されたものとみなされない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Japan (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (刊行物) 国内公知・公用	6ヶ月	出願日		○ (前回調査の報告書の内容をそのまま記載)		○		○	○	○		1996年6月12日改正昭和34年4月13日法律第121号(特許法)	(発明の新規性の喪失の例外) 第30条(発明の新規性の喪失の例外):1 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第29条第1項各号の1に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から6月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、同項号の1に該当するに至らなかつたものとみなす。 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第29条第1項各号の1に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から6月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。 3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第29条第1項各号の1に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から6月以内にその者が特許出願をしたときも、第1項と同様とする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Japan (H22年調査結果)	無	有	世界公知 (刊行物) 国内公知・ 公用	6ヶ月	出願日				○		○	○	○		最終改正:平成20年4月18日法律第16号(特許法)	(発明の新規性の喪失の例外) 第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。 (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	【続き】Japan (H22年調査結果)	無	有	世界公知 (刊行物) 国内公知・公用	6ヶ月	出願日				○		○	○	○		最終改正:平成20年4月18日法律第16号(特許法)	(続き) 3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。 4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Korea, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (刊行物)、 国内公知・ 公用	6ヶ月	出願日		○ (前回調査の報告書の内容をそのまま記載)		○			○	○	○	1990年1月13日法律第4207号公布、1993年12月10日法律第4594号公布、1995年12月29日法律第5080号公布(特許法)	第30条(新規性のある発明とみなす場合):(1)特許を受ける権利を有する者の発明であって次の各号の1に該当するに至った場合において、その日から6月以内に特許出願をしたときは、その発明は、第29条(1)の各号の1に該当するに至らなかったものとみなす。 (a)特許を受ける権利を有する者がその発明の試験を行い、刊行物に発表し、又は学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第29条(1)各号の1に該当するに至ったとき (b)特許を受ける権利を有する者の意に反してその発明が第29条(1)各号の1に該当するに至ったとき (c)特許を受ける権利を有する者がその発明を次の各目の1に該当する博覧会に出品することにより、第29条(1)各号の1に該当するに至ったとき (i)政府若しくは地方自治体が開催する博覧会、 (ii)政府若しくは地方自治体の許可を受けた者が開催する博覧会、(iii)政府の許可を受けて外国で開催する博覧会、(iv)条約の当事国領域内で、その政府若しくはその政府から許可を受けた者が開催する博覧会 (2)(1)(a)及び(c)の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、これを証明する書面を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
アジア	Korea, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	発表日		○		○						2010年1月27日公布2010年7月28日施行法律第9985号(特許法)	第29条(特許の要件) (1)産業上利用することができる発明として、次の各号のいずれか1つに該当するものを除いてはその発明に対して特許を受けることができる。 (a)特許出願前に韓国内または国外で公知されたり公然に実施された発明 (b)特許出願前に韓国内又は外国で頒布された刊行物に掲載されたり大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった発明 (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	【続き】Korea, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	発表日		○		○						2010年1月27日 公布2010年7月 28日施行法律 第9985号(特許 法)	(続き) 第30条(公知等になっていない発明とみなす場合) (1)特許を受けることができる権利を有した者の発明が次の各号のいずれか1つに該当する場合には、その日から6ヶ月以内に特許出願をすればその特許出願された発明に対して第29条第1項又は第2項の規定を適用するにおいては、その発明は第29条第1項各号のいずれか1つに該当しないものとみなす。 (a)特許を受けることができる権利を有した者により、その発明が第29条第1項各号のいずれか1つに該当することになった場合。但し、条約又は法律により韓国内又は国外で出願公開されるか、あるいは登録公告された場合を除く。 (b)特許を受けることができる権利を有した者の意思に反してその発明が第29条第1項各号の1に該当することになった場合 (2)第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、特許出願時に特許出願書にその旨を記載し、これを証明することができる書類を特許出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。
アジア	Lao People's Democratic Republic (H11年調査結果)	—															
アジア	Lao People's Democratic Republic (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—											
アジア	Malaysia (ASEAN) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎	◎							1993年9月8日 No. 863改正 (特許法)	第14条(新規性):(3)(2)(a)の規定によりなされた開示は、次に掲げる場合は、これを無視する。 (a) その開示が特許出願日に先立つこと1年以内に生じ、かつ、その開示が特許出願人又はその前権利者の行為に基づく理由又はその結果であったとき、 (b) その開示が特許出願日に先立つこと1年以内に生じ、かつ、その開示が出願人又はその前権利者の権利に対する違法行為に基づく理由又はその結果であったとき、

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Malaysia (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎	◎							1993年9月8日 No. 863改正 (特許法)	第14条(新規性):(3)(2)(a)の規定によりなされた開示は、次に掲げる場合は、これを無視する。 (a) その開示が特許出願日に先立つこと1年以内に生じ、かつ、その開示が特許出願人又はその前権利者の行為に基づく理由又はその結果であったとき、 (b) その開示が特許出願日に先立つこと1年以内に生じ、かつ、その開示が出願人又はその前権利者の権利に対する違法行為に基づく理由又はその結果であったとき、
アジア	Maldives, Republic of (H11年調査結果)	—															
アジア	Maldives, Republic of (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—											
アジア	Mongolia (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○			1960年発明、 発見及び合理化 提案に関する法律 第237号	(a)国内で催された公的な博覧会での発明の開示
アジア	Mongolia (H22年調査結果)	有	無	世界公知	—	—										1991年1月13日 制定特許法 (1993年9月1日 施行)	(法律の条文中には新規性喪失の例外について具体的な記載はない。)
アジア	Myanmar, Union of (ASEAN) (H11年調査結果)	—	特許制度 無し													法整備中	
アジア	Myanmar, Union of (H22年調査結果)	無	特許制度 無し	—	—	—										法整備中	
アジア	Nepal, Federal Democratic Republic of (H11年調査結果)	—	再登録 特許制度	国内公知												1987年特許、 意匠及び商標 法	(既に外国で特許が付与されていること)
アジア	Nepal, Federal Democratic Republic of (H22年調査結果)	無	再登録 特許制度	国内公知	—	—										1965年特許、 意匠及び商標 法制定 2006年改正	(既に外国で特許が付与されていること)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アジア	Pakistan, Islamic Republic of (H11年調査結果)	—	有	国内公知	6ヶ月	出願日			○				○	○			1911年年特許・ 意匠法	第38条(発明の公然使用又は知識):特許出願日前にパキスタンにおける公然使用又は知識は、その知識が真実かつ最先の発明者又はその法定代理人若しくは譲受人から不正に若しくは詐術により取得されたとき又は当該発明者又はその法定代理人若しくは譲受人を欺いて若しくはその信頼を裏切つて公衆に伝達されたときは当該発明に与えられた特許を無効とすることができない。但し、前記発明者又はその法定代理人若しくは譲受人が彼の発明の公然使用を黙認しなかつたこと及び彼が前記使用の開始から6ヶ月以内に特許を出願することを条件とする。 第40条(博覧会又は学会の面前での朗読に関する規定):この上の規定が中央政府により官報での告示をもって適用される産業的その他の博覧会での発明の展示、博覧会の開催期間内発明の明細書の公表、博覧会が開催されている地での展示目的のための発明の使用若しくは発明者に知らせず若しくはその同意無しにどこか他の場所での何人かによる博覧会の開催期間内又はその後における発明の使用若しくはその明細書の公表又は学会の面前での発明者による論文の朗読若しくは学会誌への当該論文の公表は当該発明について特許を出願し、特許を取得する発明者の権利又は出願に対し与えられる特許の有効性を害することはない。但し (a)発明を展示する展示者又は論文を朗読し若しくはその公表を許可する発明者が長官に対し所定の方式によりその旨を予告すること;および (b)特許出願が発明を最初に展示する日又は論文を朗読する日若しくは論文が前記のとおり朗読されなかつたときは論文を公表する日から6ヶ月又は6ヶ月以内にされること
アジア	Pakistan, Islamic Republic of (H22年調査結果)	有	有	国内公知	12ヶ月	出願日							◎			2001年特許令	第8条 出願日前12月以内に公また公認の国際博覧会における開示は技術水準を構成するとはみなさない。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Philippines, Republic of (H11年調査結果)	—	有	国内公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎					1998年1月1日 施行法律第 8293号 (知的所有権 法)	第25条(無害の開示):25.1 当該出願の出願日又は優先日の前12月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、その開示が次の場合に該当するときは新規性の欠如を理由として当該出願人を害さないものとする。 (a) その開示が当該発明者によってなされた場合、 (b) その開示が特許庁によってなされ、当該情報がa. 当該発明者がした別の出願に記載され、かつ当該庁によって開示されるべきではなかったか、又はb. 当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該発明者の認識若しくは同意なしになされた出願に記載されている場合、 (c) その開示が当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合。
アジア	Philippines, Republic of (H22年調査結果)	無	有	国内公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎						第25条(無害の開示):25.1 当該出願の出願日又は優先日の前12月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、その開示が次の場合に該当するときは新規性の欠如を理由として当該出願人を害さないものとする。 (a) その開示が当該発明者によってなされた場合、 (b) その開示が特許庁によってなされ、当該情報がa. 当該発明者がした別の出願に記載され、かつ当該庁によって開示されるべきではなかったか、又はb. 当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該発明者の認識若しくは同意なしになされた出願に記載されている場合、 (c) その開示が当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合。
アジア	Sri Lanka, Democratic Socialist Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12(6)ヶ月	出願日		◎	○								

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Sri Lanka, Democratic Socialist Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12(6)ヶ月	出願日		◎	○							2003年改正知的財産法	第64条(新規性) (1)発明が先行技術によって予測されていない場合は、その発明は新規である。 (2)先行技術は、次に掲げるものによって構成されるものとする。 (a)世界の何れかの場所での書面による公表、またはスリランカでの口頭による開示、使用その他の方法により、その発明をクレームしている特許出願の出願日前、または該当する場合は優先日前に公衆に開示された全てのもの (b)上記(a)における出願または優先日を有する国内特許出願の内容。ただし、この内容が前記の国内特許出願に基づいて付与された特許に含まれていること。 (3)上記(2)の(a)に規定された開示は、次に掲げる事情がある場合は無視しなければならない。 (a)当該開示が、その特許出願前1年以内に生じ、且つ当該開示が出願人またはその前権利者によりなされた行為を理由としているか、その結果であること。 (b)当該開示が、その特許出願前6ヶ月以内に生じ、且つ当該開示が出願人またはその前権利者の権利に係る濫用を理由としているか、その結果であること。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定 の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図 しない 第三者の 開示	出願人の 意図 した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Singapore, Republic of (ASEAN) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎			◎	◎			1995年11月18 日改正法律40 号(特許法)	第14条(新規性):(4) 本条の目的の為、発明を構成する事項の開示は特許又は特許出願の場合には当該特許出願の出願日直前の12月間の始めより遅くに起こりかつ次のいずれかの場合は無視されねばならない。すなわち (a) 当該開示は何者かが、(i) 発明者又は他人であって発明者がその者に当該事項を内密に明かしたか又はその事項を知得する権利があるとその者又は発明者が信じた為に発明者からそれを得た者、又は、(ii) その他の者であって当該事項を(i) 又は本号に述べる者から内密に明かされた者又は当該事項を知得する権利があるとその者又はその者に当該事項を知らせた者が信じた為に当該事項を(i) 又は本号に述べる者から得た者、から不法に又は信義に反して得た事項によって生じたものであった場合、 (b) 当該開示は発明者からか又は他者であって当該事項を発明者から明かされたか又は発明者から知得した者から内密に当該事項を知得した者によって信義に反して行われた場合、 (c) 当該開示は発明者が当該発明を国際博覧会に展示した為に生じ、かつ出願人が当該出願の出願時に当該発明は国際博覧会に展示したと言明し、かつ、所定の期間内に、その言明を立証する書証を所定の条件に従って提出する場合、又は、 (d) 当該開示がいずれの学術団体での発表よりも前に発明者が自ら講読する会報又は発明者の同意によるか又はその代理である別人の読み上げた論文に当該発明が記載され、或いは発明者の同意によりいずれかの有識者間の取引中に公表されたことに由来し又はその結果である場合。 (5) (4)(d)の目的の為に、「学術団体」とはいずれかの学問又は学術部門の振興を主たる目的としてシンガポールその他で設立された団体を含めていう。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定 の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図 しない 第三者の 開示	出願人の 意図 した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Singapore, Republic of (ASEAN) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎			◎	◎			シンガポール 特許法 2007年法律第2 号改正 2007年4月1日 施行	第14条 新規性 (4) 本条の適用上、発明を構成する事項の開示 は、特許又は特許出願の場合は当該特許出願の 出願日直前の12月の期間が始まった後に生起 し、かつ、次の何れかに当たる場合は、無視す る。すなわち、(a) 当該開示が、ある者が次の者 から当該事項を不法に又は秘密に反して取得した 事項により生じたものであった場合 (i) 発明者、 又は、当該事項を発明者が秘密に明かしたか、又 は、当該事項を知る権原があると自ら若しくは発 明者が信じて発明者からこれを取得した他の者、 又は (ii) 当該事項を(i)若しくは本号にいう者が秘 密に明かしたか、又は、当該事項を知る権利があ ると自ら信じてこれを(i)若しくは本号にいう者か ら取得した他の者 (b) 当該開示が、発明者から、又 は、当該事項を発明者から明かされたか若しくは 発明者から取得した者から秘密に当該事項を明 かされた者により、秘密に反して行われた場合 (c) 当該開示が、発明者が当該発明を国際博覧会に 展示したために生起し、かつ、出願人が当該出願 の出願時に当該発明は国際博覧会に展示されたと 申し立て、かつ、所定の期間内に、その申立を 立証する証拠書類を所定の条件に従って提出す る場合 (d) 当該開示について、何れかの学術団体の前で 発明者自身若しくは発明者の同意を得たか又は その代理である他人が読み上げた論文中で、又 は発明者の同意を得て何れかの学術団体の会報 中に公表された論文中で、発明者が当該発明に ついて説明したことに由来するか若しくはその結 果である場合 (5) (4)(d)において、「学術団体」と は、学問又は学術の何れかの分野の振興を主たる 目的としてシンガポールその他で設立されたク ラブ又は団体を含む。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アジア	Taiwan (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日								○	○		1994年1月21日改正(特許法)	第20条:(1)産業上利用することができる発明で、次に掲げる事情の1に該当することがないものは、本法により発明特許を出願することができる。 (a) 出願前既に刊行物に掲載され又は公然使用されているもの。ただし、研究、実験の為に発表又は使用され、その発表又は使用の日から6ヶ月以内に特許を出願した場合は、この限りでない。 (c) 出願前既に展覧会に陳列されているもの。ただし、政府が主催又は認可した展覧会に陳列され、展覧の日から6ヶ月以内に特許出願した場合は、この限りでない。
アジア	Taiwan (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日				○				○	○		2003年2月6日改正公布2004年7月1日施行特許法	第22条 産業上利用することができ、次に掲げる条件の何れにも該当しない発明は、本法の規定に従って出願することにより、特許を受けることができる。 (1) 特許出願前に公表されているか又は公然実施されているもの、又は (2) 特許出願前に公知であるもの 発明が、次に掲げる事由の何れかによって、前段落に記載した条件の何れかに該当するようになっており、特許出願がその事由の発生日から6ヶ月以内に行われる場合は、その発明については、前段落に記載した制限条件は適用しないものとする。 (1) 発明が研究又は実験の結果、創作されたこと (2) 発明が、政府が主催又は承認した博覧会において展示されたこと、又は (3) 発明が、特許出願人が意図しない機会に開示されたこと 出願人が、前段落(1)又は(2)に記載した事由の適用を申請するときは、申請書にその事実及び関連する日付を記載し、また、その証拠書類を特許庁が指定する期限内に提出しなければならない。 第1段落に記載した条件が存在していない場合であっても、出願する発明が、その発明の属する技術の分野における通常の熟練者が特許出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができるものであったときは、その発明に対しては、本法に基づく発明特許を受けることができない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アジア	Thailand, Kingdom of (ASEAN) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日			◎								1992年(B. E.2535)改正の特許法	第6条(新規性)(開示の例外):(c) 違法行為による本質又は明細が開示され、若しくは該特許出願日より12月以内に国際展示会、公認された政府の展示会において発明者が業務上展示をすることによるその本質又は明細の開示については、(b)にいう開示とはみなさないものとする。 第19条(政府展覧会での開示に対する優先権): 政府主催又は後援のタイ国内で開催された公的な展覧会での発明を展示した者が、その展覧会の開催の最初の日から12月以内にその発明について特許を出願したときは、その開催の最初の日に出願したものとみなすものとする。
アジア	Thailand, Kingdom of (ASEAN) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日			◎					◎			1999年(B. E.2542)改正の特許法	第6条 技術水準に属するものでなければ、発明は新規とする。 技術水準とは、次の何れかの発明を含むものとする。 (1) 特許出願日より前に、国内で他人に広く知られていた発明又は用いられていた発明 (2) 特許出願日より前に、国内外でその主題が文書若しくは印刷物に記載されていたか、又は展示その他の方法で一般に開示されていた発明 (3) 特許出願日より前に、国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明 (4) 特許出願日の18月より前に外国で特許又は小特許が出願されたが、かかる特許又は小特許が付与されなかった発明 (5) 国内外で特許又は小特許が出願され、その出願が国内の特許出願日より前に公開された発明 特許出願日前の12月間に、非合法的に主題が取得されて行われた開示、又は発明者が国際博覧会若しくは公的機関の博覧会での展示により行った開示は、(2)でいう開示とはみなされない。 第19条 政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会での発明を展示した者が、その博覧会の開催初日から12月以内に当該発明について特許を出願したときは、その博覧会の開催初日に出願を行ったとみなすものとする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アジア	Viet Nam, Socialist Republic of (ASEAN) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○ (前回調査の報告書の内容をそのまま記載)		● (前回調査の報告書の内容をそのまま記載)					● (前回調査の報告書の内容をそのまま記載)	1996年7月1日施行民法典第VI部、第二章(工業所有権) 1996年10月24日政令No.63-CP(工業所有権規則)	規則第4条(発明及び実用新案)(後段):限られた人数の関係者だけが情報を知る場合には、当該情報は未公表と見なされる。 技術的解決が出願人の同意なしに別人によって公表された場合、また公表日が発明ないし実用新案の保護証書の出願日の前6月以内である場合、当該技術的解決は新規性を失っているとは見なされないものとする。 注)マニュアルの記載では、発明者の同意を得ていない第三者による、出願日から6ヶ月以内の公表のみ、グレースピリオドを認める事となっている。
アジア	Viet Nam, Socialist Republic of (ASEAN) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	発表日				○		○	○			2009年6月19日改定 裁可の法律 36/2009/QH12号(2010年1月1日施行)	第60条(発明の新規性):(1)発明は、それが発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭の説明その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていないときは、新規であるとみなす。 (2)発明は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないものとみなす。 (3)発明は、それが次の状況において公開されたときは、新規性を欠くとはみなさない。ただし、発明登録出願が公開の日から6月以内に行われることを条件とする。 (a)それが第86条に規定する登録を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開された。 (b)それが第86条に規定する登録を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開された。 (c)それが第86条に規定する登録を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示された。
中東	Afghanistan, Islamic Republic of (H11年調査結果)	—															
中東	Afghanistan, Islamic Republic of (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—											
中東	Bahrain, Kingdom of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	(外国での登録必須)	外国特許の存続期間	期限無し										(外国での登録公報)	(外国での登録公報)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中東	Bahrain, Kingdom of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月 (博覧会の場合は規定無し)	出願日 (優先日)		◎		◎	◎		●			2006改正法律14号(特許および実用新案)	第2条 (A)から(D)項の適用に際して、以下の場合は開示とみなさない。 1. 34条に定められた公または公認の博覧会における発明の展示 2. 出願日または優先日の前12月以内に、出願人、またはその許可を得た者による発明の公表(前記出願人が関わる公表の全てを含む)。
中東	Iran, Islamic Republic of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	世界公知	外国特許の存続期間	(外国特許はその存続期間中のいつでも輸入特許が受けられる)	1931年商標及び特許の登録に関する法律										
中東	Iran, Islamic Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)	○								特許・工業意匠・商標法(2007年)	第4条 出願日または優先日の前6月以内になされた開示は、特許の付与を妨げない。	
中東	Iraq, Republic of (H11年調査結果)	—	無	世界公知											1970年特許・意匠法		
中東	Iraq, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						1970年特許・工業意匠・非公開情報・集積回線・植物品種に関する法律(2004年改正)	第4条 (a)および(b)項の規定にかかわらず、出願日または優先日の前12月以内に、出願人またはその前権利者、もしくは第三者による出願人またはその前権利者に対する濫用は、新規性の喪失とはみなさない。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中東	Israel, State of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日				○		○	○			1967年特許法	(a)発明者又はその権利承継人から当該発明を知得した第三者が発明者又はその権利承継人の承諾なしに公開した場合であって、公開の事実を知った後、速やかに特許出願をしたことが証明できる場合。(知った後、速やかに) (b)公の又は公に認められた博覧会における展示、当該発明の明細書の公開および発明の使用。(6ヶ月) (c)上記の博覧会の開催時に開催場所の内外を問わずに、発明所有者の承諾を得ないでなされた公開(6ヶ月) (d)学術団体での講演又は学術団体の会報での講演の内容の公開(6ヶ月)
中東	Israel, State of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日				○		○	○			1967年特許法	第6条 以下の場合、本発明の所有者の特許請求権は第4条の影響を受けない。 (a)発明者又はその権利承継人から当該発明を知得した第三者が発明者又はその権利承継人の承諾なしに公開した場合であって、公開の事実を知った後、速やかに特許出願をしたことが証明できる場合。 (b)公または公認の博覧会における展示、当該発明の明細書の公開および発明の使用。(出願日の前6ヶ月以内) (c)上記の博覧会の開催時に開催場所の内外を問わずに、発明所有者の承諾を得ないでなされた公開。(出願日の前6ヶ月以内) (d)学術団体での講演又は学術団体の会報での講演の内容の公開。(出願日の前6ヶ月以内)
中東	Jordan, Hashemite Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	国内公知	6ヶ月	出願日				○		○	○			1953年第22号	(a)特許権者が知らず、同意なく行われた公表で、特許権者が当該公表を知った後に出願したもの。(6ヶ月) (b)工業または国際的展覧会における展示、展覧会期間中の発明の公表、使用あるいは科学団体への公開(6ヶ月)。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中東	Jordan, Hashemite Kingdom of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎							2001年統合特許法	第3条 出願日または優先日の前12月以内に、出願人またはその前権利者、もしくは第三者による出願人またはその前権利者に対する濫用は、新規性の喪失とはみなさない。
中東	Kuwait, State of (H11年調査結果)	—	無	国内公知												1962年4月12日 交付の法律(特許、意匠、工業的雛形法)	
中東	Kuwait, State of (H22年調査結果)	無	無	国内公知	—	—										1962年4月12日 交付2001年改正法	
中東	Lebanon, Republic of (H11年調査結果)	—	無	世界公知												1924年の法改正による商業及び工業所有権保護に関する法律	
中東	Lebanon, Republic of (H22年調査結果)	無	無	世界公知	—	—										2000年改正特許法	
中東	Oman, Sultanate of (H11年調査結果)	—	特許制度無し														
中東	Oman, Sultanate of (H22年調査結果)	無	無	不明	—	—										2000年特許法	
中東	Qatar, State of (H11年調査結果)	—	特許制度無し														
中東	Qatar, State of (H22年調査結果)	無	無	不明	—	—										2006年改正特許法	
中東	Saudi Arabia, Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12(6)ヶ月	出願日		◎	◎				○			1989年特許法	(a)出願人が当該開示が自分自身又は前権利者によりなされたものであることを立証した場合。 (b)当該開示が出願人又は前権利者に対して行われた誤用の結果であることを立証した場合。 (c)出願人又は前権利者が公認の国際博覧会に展示したとき(この場合のみ6ヶ月)。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
中東	Saudi Arabia, Kingdom of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月/1年	出願日 (優先日)			○					◎		特許, 集積回路の配置設計, 植物品種及び工業意匠に関する法律の行規則2004年12月26日施行	第30条 (1) 次の場合は, 発明及び工業意匠の開示は, 先行技術の一部とみなされない。 (a) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために, 出願日又は優先権主張の日に先立つ6月の間に開示が生じた場合 (b) 特許出願に先立つ1年の間又は工業意匠証明書出願の日に先立つ6月の間に, パリ同盟国の1における公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合 (2) 出願人が公式の博覧会で展示することを意図する製品に係る発明又は工業意匠	
中東	Syrian Arab Republic (H11年調査結果)	—																
中東	Syrian Arab Republic (H22年調査結果)	有	有 (ただし、工業意匠と工業模型に関する)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							(○)	(○)		(●) シリアと相互協定を結ぶ国に先において出願した場合	2007年商標・地理標識・工業図面法	第84条 b. 工業意匠と工業模型に関して、シリアと相互協定を結ぶ国において先に出願した場合、国内外の博覧会での展示、学会や定期刊行物での発表は新規性の喪失とはみなさない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
中東	Turkey, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎							1995年6月27日 改正法律第551号(特許法)	第8条(特許可能性を害さない開示):情報の開示は、出願において請求される発明の特許性を、他の場合には害するであろうが、次に掲げる条件下での開示は、出願日に先立つ12月の期間、又は優先権が主張されている場合には出願優先日に先立つ12月の期間、当該発明の特許性を害さないものとする。 (a) 発明者による開示、 (b) 当該情報が次に掲げるものに含まれている場合に特許庁による開示、 (1) 発明者により提出された別の出願であって、当該出願が特許庁によって開示されるべきでなかったもの、又は、 (2) 発明者に知らせることなく若しくは発明者の承諾を得ず第三者によりなされた出願であって、当該情報を発明者から直接若しくは間接的に得たもの、 (c) 当該情報を発明者から直接又は間接的に得た第三者による開示。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中東	Turkey, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎					1995年11月7日 法律第4128号 改正 1995年11月7日 施行(特許法)	第8条 特許可能性を害さない開示 情報の開示は、出願において請求される発明の特許性を、他の場合は害するであろうが、次に掲げる条件下での開示は、出願日に先立つ12月の期間、又は出願について優先権が主張されている場合は優先日に先立つ12月の期間、当該発明の特許性を害さないものとする。 (a) 発明者による開示 (b) 当該情報が次に掲げるものに含まれている場合の庁による開示 (1) 発明者により提出された別の出願であって、庁によって開示されるべきでなかったもの、又は (2) 発明者に知らせることなく若しくは発明者の承諾を得ずに第三者によりなされた出願であって、当該情報を発明者から直接若しくは間接的に得たもの (c) 当該情報を発明者から直接又は間接的に得た第三者による開示 第1段落の適用上、出願日において特許に対する権利を有した者が発明者とみなされる。 第1段落の効力は、何らかの期間に限定されず何時でも適用できる。 第1段落の適用性が異議申立される場合は、当該段落適用の必要性を訴える当事者は、当該段落の条件が満たされている又は満たされる予定であることの立証責任を負うものとする。
中東	United Arab Emirates (H11年調査結果)	—	無	世界公知												1992年特許・意匠法	
中東	United Arab Emirates (H22年調査結果)	無	無	世界公知	—	—										1992年特許・意匠法	
中東	Yemen, Republic of (H11年調査結果)	—															
中東	Yemen, Republic of (H22年調査結果)	不明	特許制度無し	—	—	—											

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
大洋州	Australia, Commonwealth of (H11年調査結果)	—	有	世界公知(文書による開示)国内公用	6(12)ヶ月	出願日(優先日)				◎		○	○	◎		1995年7月5日施行1994年法律第154号改正(1990年特許法)及び1995年12月20日改正、1996年1月1日施行の特許規則	
大洋州	Australia Commonwealth of (H22年調査結果)	有	有	世界公知(文書による開示)国内公用	12ヶ月	出願日(優先日)					◎	◎	◎	◎	◎	特許規則(2010年特別法規書No.181まで改正された1991年No.71 010年7月1日施行)	特許規則2.2 公開又は使用:所定の状況(1A) 法律第24条(1)(a)に関して、完全出願の出願日前12月以内に発明の公開又は使用があったという状況は、所定の状況である。(2) 法律第24条(1)(a)に関して、次のものもまた所定の状況である。 (a) 承認された博覧会における発明の展示又は使用 (b) 発明の展示又は使用が行われた、承認された博覧会の開催中における発明の公開 (c) 発明者が作成した論文における発明の公開であって、 (i) 学会において発表されたもの、又は (ii) 発明者の同意を得て、学会により又はその代理により出版されたもの、又は (d) 発明についてのクレームの優先日前12月の期間内における発明の公然実施であって、 (i) 合理的な試験目的のためのもの、及び (ii) 発明の内容の理由で、公然実施が合理的に必要な場合 (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
大洋州	【続き】Australia Commonwealth of (H22年調査結果)	有	有	世界公知 (文書による開示) 国内公用	12ヶ月	出願日(優先日)					◎	◎	◎	◎	◎	特許規則(2010年特別法規書No.181まで改正された1991年No.71 010年7月1日施行)	(続き) (3)(2)(a)及び(b)は、次の条件が満たされている場合に限る。所定の状況である。 (a) 発明についての特許出願をする時点において、出願人が既に、その発明が展示されたことを記載した通知書を提出していること、及び (b) 出願人が既に、博覧会の主催機関が交付し、次の内容を有する陳述書を提出していること (i) 当該発明及び当該博覧会が特定されていること、及び (ii) 博覧会の開会日が記載されていること、及び (iii) 博覧会における発明の最初の開示が、開会日に行われていないとき—当該開示が行われた日 (4)(3)(b)に関して、陳述書は、次の時期までに提出しなければならない。 (a) 標準特許出願について—その出願に関する完全明細書が公衆の閲覧に供される前、又は (b) 革新特許出願について—その出願に関する完全明細書の提出日から6月以内
大洋州	Fiji Islands, Republic of the (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	—	英国特許の存続期間	—										1879-1966年特許条令	(英国特許および英国を指定国とする欧州特許の再登録)
大洋州	Fiji Islands, Republic of the (H22年調査結果)	無	再登録特許制度	—	英国特許の存続期間	—										特許法(2003年統合)	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
大洋州	New Zealand (H11年調査結果)	—	有	国内公知	速やかに	出願日 (優先日)				●				●		1994年12月9日 改正1953年法律第64号	第59条(先の公表):(2)以下に規定するところを留保して、完全明細書中でクレームされる発明は、もしその特許権者又は特許出願人が、(a)公表された事項はその者から又は(その者が真実かつ最先の発明者でない場合には)その者の前主から窃取されたものであって、その者若しくはその前主の同意を得ないで公表されたこと;及び(b)その特許権者若しくは特許出願人又はその前主がその特許出願日前又は(条約出願の場合には)ある条約国でのその保護出願前にその公表を知った場合には、その出願又は条約国での出願が爾後合理的にみて実行可能な程度に速やかになされたこと、を証明するときは、関係クレームの優先日前に公表されたという理由のみによっては新規性を喪失したものとみなされることはない。ただし、本項の規定は、その発明を合理的な実験目的以外の目的でその特許権者、若しくは特許出願人若しくはその前主又はその特許権者若しくは特許出願人若しくはその前主の同意を得て他人がニュージーランドにおいて当該クレームの優先日前に業として実施していたときは、適用しない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
大洋州	New Zealand (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月 (12ヶ月)	出願日 (優先日)				○		○	○	◎		ニュージーランド特許法 2002年法律第72号により改正された1953年法律第64号	第59条(先の公表) (2)以下の規定に従うことを条件として、完全明細書においてクレームされる発明は、その特許権者又は特許出願人が、次に掲げることを証明するときは、その明細書に関連したクレームの優先日よりも前にその発明が公表されたという理由のみによつては、先行されたものとみなさない。 (a)公表された事項が、その者から又は(その者が真実かつ最先の発明者でない場合は)その者の権原前主から窃取されたものであつて、その者若しくはその権原前主の同意を得ないで公表されたこと、及び (b)その特許権者若しくは特許出願人又はその権原前主がその特許出願日前又は(条約出願の場合は)ある条約国における保護出願前にその公表を知った場合に、その出願又は場合に応じて条約国での出願が、その後合理的に可能な限り速やかにされたこと。ただし、その特許権者若しくは特許出願人若しくはその権原前主、又はその特許権者若しくは特許出願人若しくはその権原前主の同意を得た他人が、その発明を合理的な実験目的以外の目的で、ニュージーランドにおいて当該クレームの優先日前に業として実施していたときは、本項の規定を適用しない。 第60条 先の伝達、展示又は実施 (1)完全明細書においてクレームされる発明は、その発明若しくはその実体を調査するため政府機関若しくは政府機関から授権された者にこれを伝達したこと又は調査目的のために前記伝達をした結果ある事項がされたことのみを理由に、先行されたものとはみなさない。 (2)完全明細書においてクレームされる発明は、次に掲げることのみを理由としては、先行されたものとはみなさない。 (a)公報により局長が告示した国際博覧会若しくは産業博覧会(その博覧会がニュージーランドにおいて開催されるか外国において開催されるかを問わない。)に、 (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
大洋州	【続き】New Zealand (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月 (12ヶ月)	出願日 (優先日)				○		○	○	◎		ニュージーランド特許法 2002年法律第72号により改正された1953年法律第64号	(続き) 真実かつ最先の発明者の同意を得てその発明が展示され、又は前記博覧会の目的のためその開催地において真実かつ最先の発明者の同意を得てその発明が実施され、又は (b) 前記博覧会においてその発明が展示又は実施された結果その発明の説明が公表され、又は (c) 前記博覧会においてその発明が展示又は実施された後及びその開催期間内に真実かつ最先の発明者の同意を得ないで何人かがこれを実施し、又は (d) その発明が記述された書類が学術団体の面前で真実かつ最先の発明者により朗読されたか又は当該発明者の同意を得て前記学術団体の会報に公表されたこと ただし、真実かつ最先の発明者又はその権原取得者がその博覧会の開会日後又は場合に応じて前記書面の朗読若しくは公表後6月以内に、これについて特許出願をすることを条件とする。 (3) 完全明細書においてクレームされる発明は、その明細書の関係クレームの優先日前1年以内の何れかのときに、その発明がニュージーランドにおいて公然と次に掲げる者により実施されたという理由のみによっては、先行されたものとはみなさない。 (a) 特許権者若しくは特許出願人若しくはその権原前主、又は (b) 特許権者から若しくは特許出願人から若しくはその権原前主から同意を得た何れかの他人 ただし、その実施が合理的な試験目的でされたこと及びその発明の性質に照らし前記目的で公然に実施することが合理的に必要であったことを条件とする。 (4) 本法律の如何なる規定にも拘らず、明細書においてクレームされた発明の先行性が本条の効力により構成されない事情がある場合は、局長は、この事情のみを理由としては完全明細書の受理又は特許の付与を拒絶してはならず、また、特許を取り消さず又は無効としないものとする。
大洋州	Papua New Guinea, Independent State of (H11年調査結果)	—	特許制度無し														

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等	
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称
大洋州	Papua New Guinea, Independent State of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						No. 30 of 2000 Patents and Industrial Designs Act 2000. Certified on: 19/01/2001	第1.3条 以下は、新規な発明として考慮されない。 (a) 出願日または優先日前12月以内に行われ、且つ (b) 出願人またはその前権利者により行われた開示、もしくは出願人またはその前権利者に係る第三者の濫用またはその結果。
大洋州	Samoa, Independ State of (H11年調査結果)	—	有 (確認特許) 外国においてすでに特許を受けていること。	国内	2年	出願日									1972年特許法	外国においてすでに特許を受けていること。
大洋州	Samoa, Independ State of (H22年調査結果)	無	有 (確認特許) 外国においてすでに特許を受けていること。	国内	2年	出願日									Patents, Law No. 22, as consolidated in c2008	
大洋州	Tonga, Kingdom of (H11年調査結果)	—														
大洋州	Tonga, Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						1994年工業所有権法	第5条 (4) 第(3)項の適用については、出願日または優先日前12月以内に、出願人またはその前権利者により行われた開示、もしくは出願人またはその前権利者に係る第三者の濫用は考慮されない。
アフリカ	Algeria, People's Democratic Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○		1993年の発明の保護に関する法律	第4条(後段): 発明は、当該発明者又はその権利継承人が当該特許出願の前の6ヶ月以内に公の又は公に認められた国際博覧会にその発明を出品していた、という理由のみでは公衆が利用することができるようにされていたとはみなされない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アフリカ	Algeria, People's Democratic Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎							Ordinance No. 03-07 on Patents (19 Joumada El Oula 1424 corresponding to July 19, 2003)	第3条 出願日または優先日に先立つ12ヶ月間に、出願者または第14条で規定された法律上の前権利者によって公表された場合、あるいは出願者または法律上の前権利者に対する第三者の濫用によって公表された場合に限り、発明は一般に入手できるものとは見なさない。
アフリカ	Angola, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○								1992年工業所有権法	(a)出願人またはその権利の継承人からの発明の開示
アフリカ	Angola, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○								1992年工業所有権法	(a)出願人またはその権利の継承人からの発明の開示
アフリカ	Benin, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○			1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Benin, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎			2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照
アフリカ	Botswana, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	再登録特許制度		英国・南ア特許の存続期間	英国・南ア特許の存続期間										南アフリカ特許法	(南アフリカ特許は登録により、英国特許は自動的に権利発生)
アフリカ	Botswana, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有(新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○	○		2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照
アフリカ	Burkina Faso (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○			1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Burkina Faso (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎			2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照
アフリカ	Burundi, Republic of (H11年調査結果)	—	有	国内公知・公用	無	出願日									●	1964年特許法	(a)発明者が不可避の法的義務の結果による開示
アフリカ	Burundi, Republic of (H22年調査結果)	無	有	国内公知・公用	無	出願日									●	1964年特許法	
アフリカ	Cameroon, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○			1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等	
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称
アフリカ	Cameroon, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Cape Verde, Republic of (H11年調査結果)	—	特許制度無し												特許法無し	
アフリカ	Cape Verde, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日			●			◎	◎	◎	2007年工業所有権法	第14条 適用されない公開 1. 次の場合、発明の新規性には不利益を受けない。 a) 学協会、専門技術者協会、カーボ・ヴェルデ国内またはカーボ・ヴェルデが参加する工業所有権のための国際機関に加盟する国における公式もしくは公認の競技会・博覧会・見本市において公開後、12カ月以内にカーボ・ヴェルデで特許した場合 b) 発明者またはその相続人に対する明白な濫用、もしくは工業所有権に責任を負うべき人間による不正な公表になる公開の場合 2. 上記a)で述べられた公開は、そのようなやり方で実際に公開したことを出願者が出願後3カ月以内に証明した場合にかぎり、発明の新規性に対して不利益にならないものとする。
アフリカ	Central African Republic (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Central African Republic (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Chad, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Chad, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Comoros, Union of the (H11年調査結果)	—														
アフリカ	Comoros, Union of the (H22年調査結果)	不明	特許制度無し	—	—	—									特許法なし	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アフリカ	Congo, Republic of the (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Congo, Republic of the (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照
アフリカ	Republic of Cote d'Ivoire (H11年調査結果)	—															
アフリカ	Republic of Cote d'Ivoire (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照
アフリカ	Democratic Republic of the Congo (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					●		1982年1月7日のNo.82-001(工業所有権法)	第7条:(4)もつとも発明の新規性は、当該特許出願の出願日前6ヶ月間の間に行われた当該発明の開示によって阻却されないものとする。但し、第23条にいうところによるものとは異なり、当該開示が次に掲げる事実の直接又は間接の結果である場合に限る。 ・当該出願人若しくは前権利者に関連して行われた明白な乱用 ・当該出願人若しくは前権利者が一以上の公の又はザイールにより公に認められた博覧会において当該発明を展示したという事実 (5)本章第5節にいう出願人は、上記博覧会の閉会日から6ヶ月の期間内は、当該特許物の展示された日に遡及する優先権を主張して保護を出願することができる。
アフリカ	Democratic Republic of the Congo (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					●		1982年1月7日のNo.82-001(工業所有権法)	第7条: (4)もつとも発明の新規性は、当該特許出願の出願日前6ヶ月間の間に行われた当該発明の開示によって阻却されないものとする。但し、第23条に示されたことがらに加えて、当該開示が次に掲げる事実の直接又は間接の結果である場合に限る。 ・当該出願人若しくは前権利者に関連して行われた明白な乱用 ・当該出願人若しくは前権利者が一以上の公の又はザイールにより公に認められた博覧会において当該発明を展示したという事実 (5)本編第5章にいう出願人は、上記博覧会の閉会日から6ヶ月の期間内は、当該特許物の展示された日に遡及する優先権を主張して保護を出願することができる。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アフリカ	Djibouti, Republic of (H11年調査結果)	—	—	—	—	—											
アフリカ	Djibouti, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日						◎			2009年工業所有権法	第104条 出願日に先立つ12ヶ月間に、知的財産権保護のための国際連盟(パリ条約)加盟国で開催された公式または公認の国際博覧会で初めて展示された場合に限り、工業意匠やモデル一般に入手できるものと見なさない。	
アフリカ	Egypt, Arab Republic of (H11年調査結果)	—	無	国内公知 (国内で保管されている外国特許の明細書を含む)	—	—									1949-1955年特許・意匠・工業的雛形法	—	
アフリカ	Egypt, Arab Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日						○			2002年特許法	第31条 出願日の前6月以内に国内または国際博覧会にてなされた展示は、発明の開示には含まない。	
アフリカ	Equatorial Guinea, Republic of (H11年調査結果)	—	不明	—	—	—											
アフリカ	Equatorial Guinea, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照	
アフリカ	Eritrea, State of (H11年調査結果)	—	特許制度無し	—	—	—									特許法なし		
アフリカ	Eritrea, State of (H22年調査結果)	無	特許制度無し	—	—	—									特許法なし		
アフリカ	Ethiopia, Federal Democratic Republic of (H11年調査結果)	—	特許制度無し	—	—	—									国内法作成中		
アフリカ	Ethiopia, Federal Democratic Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						工業意匠・特許法	第3条 (3)(2)項の適用に際して、出願日または優先日の前12月以内になされた、出願人または前権利者による開示、もしくは前記出願人または前記前権利者にかかる第三者の濫用は考慮しない。	
アフリカ	Gabonese Republic (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アフリカ	Gabonese Republic (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照	
アフリカ	Gambia, Republic of The (ARIPO) (H11年調査結果)	—	再登録特許制度		英国特許の付与から3年											1925年特許令8号	(英国特許および英国を指定国とする欧州特許の再登録)	
アフリカ	Gambia, Republic of The (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照
アフリカ	Ghana, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○	○							1992年12月30日の特許法	第3条(新規性):(4)発明の開示は、これが特許出願日前6ヶ月であって次に掲げる理由により又はその結果として行われたときは考慮に入れないものとする。 (a)出願人又は前権利者により行われた行為 (b)出願人又は前権利者の権利に関して犯された明白な濫用	
アフリカ	Ghana, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照
アフリカ	Guinea, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	特許制度無し															
アフリカ	Guinea, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎			2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Guinea-Bissau, Republic of (H11年調査結果)	—	特許制度無し															
アフリカ	Guinea-Bissau, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎			2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Kenya, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	再登録特許制度		英国特許の付与から3年												特許登録令	(英国特許の再登録)
アフリカ	Kenya, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アフリカ	Lesotho, Kingdom of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎								1997年の法律第4号によって最終補正された1989年規則第5号(工業所有権法)	第5条(特許できる発明):(4)第3項の目的においては、もし発明が公然に知られるようになったのが、出願日前6ヶ月以内である場合であって、出願人又はその権利の先所有者に起因して或いはその行為の結果、或いは出願人又はその権利の先所有者に関して第三者が行った悪用行為の結果である場合には、その公然に知られるようになったことは考慮しない。
アフリカ	Lesotho, Kingdom of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照	
アフリカ	Liberia, Republic of (H11年調査結果)	—	有	国内公知	12ヶ月	出願日	◎									1972年5月24日法律(特許・著作権・商標法)	第3条(特許証交付の条件、新規性及び特許を受ける権利の喪失):(b)この国での特許出願の日から1年前にこの国若しくは外国において特許され若しくは印刷刊行物に記載され若しくはこの国において公然使用され、若しくは販売されていたこと。	
アフリカ	Liberia, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照	
アフリカ	Libyan Arab Jamahiriya, The Great Socialist People's (H11年調査結果)	—	無	国内公知												1959年の特許、意匠法		
アフリカ	Libyan Arab Jamahiriya, The Great Socialist People's (H22年調査結果)	無	無	国内公知	—	—										1959年の特許、意匠法		
アフリカ	Madagascar, Republic of (H11年調査結果)	—	有													1989年の工業所有権法		
アフリカ	Madagascar, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○			1989年7月31日の工業所有権令	第5条 出願日または優先日の前12ヶ月以内に、国内またはパリ条約加盟国での公認の博覧会での展示、出願人または前権利者にかかる明白な濫用は、新規性の喪失とはみなさない。	
アフリカ	Malawi, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知(刊行物) 国内公知・公用	不明	不明								○		旧連邦法規を適用、独自法は無し。	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等	
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称
アフリカ	Malawi, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○	○	2006年ハラレ 議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照
アフリカ	Mali, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1977年バンギ 協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基 づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Mali, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		2002年バンギ 協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Mauritania, Islamic Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1977年バンギ 協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基 づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Mauritania, Islamic Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		2002年バンギ 協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照
アフリカ	Mauritius, Republic of (H11年調査結果)	—	有	国内公知	12ヶ月	出願日	◎		◎						1945年改正特 許令第406章	(a)出願人自身またはその使用人若しくは代理人、 復は、書面により出願人の承諾を得たその他 者による公然使用。 (b)当該知識が不正にまたは発明者を詐欺にかけ て又は信義に反して得られたことにより公然使用 され復は公知にされたこと、但し、発明者がそのよ うな公然使用又は公知になることについて明示又 は黙示の承諾を与えていた場合はこの限りではな い。
アフリカ	Mauritius, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						2002年7月2日 の工業所有権 法	第12条 (4)出願日または優先日の前12月以内に、出願 人またはその前権利者によりなされた開示、もしく は第三による前記出願人または前記前権利者に かかる濫用は新規性喪失とはみなさない。
アフリカ	Morocco, Kingdom of (H11年調査結果)	—	特許制度 無し												独立後の新規 立法未了	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
アフリカ	Morocco, Kingdom of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日		◎									2006年改正工業集権法(No. 31-05)	第27条 上記26条の規定の例外として、以下の場合における発明の開示は考慮しない。 (1) (省略) (2) 出願日の後で、出願人またはその前権利者に対する明白な濫用の直接あるいは間接の結果となるようなそれ以前の特許出願の公開による場合 (3) (省略)
アフリカ	Mozambique, Republic of (H11年調査結果)	—	特許制度無し															
アフリカ	Mozambique, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照	
アフリカ	Namibia, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	2年	出願日									●	南アフリカ特許・意匠・商標・著作権法	外国における販売	
アフリカ	Namibia, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) の項を参照	
アフリカ	Niger, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○						○	1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示	
アフリカ	Niger, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎						◎	2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) の項を参照	
アフリカ	Nigeria, Federal Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日									○	1970年第60号特許・意匠法令	第1条3項(後段):ただし、当該発明に関する特許出願の前6ヶ月以内に、発明者又はその権利承継人が公の又は公に認められた国際博覧会に当該発明を展示したという事実のみにより当該発明は公衆に対し利用可能になったとはみなされない。	
アフリカ	Nigeria, Federal Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日									○		第1条3項(後段):ただし、当該発明に関する特許出願の前6ヶ月以内に、発明者又はその権利承継人が公の又は公に認められた国際博覧会に当該発明を展示したという事実のみにより当該発明は公衆に対し利用可能になったとはみなされない。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アフリカ	Rwanda, Republic of (H11年調査結果)	—	有	国内公知	無	出願日									●	1963年特許法	発明者が避けることができなかった法的義務
アフリカ	Rwanda, Republic of (H22年調査結果)	有	有	国内公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎							2009年改正知的財産の保護に関する法律	第15条 (2)項の適用に際して、出願日または優先日の前12月以内になされた、出願人または前権利者による開示、もしくは前記出願人または前記前権利者にかかる第三者の濫用は考慮しない。
アフリカ	Sao Tome and Principe, Democratic Republic of (H11年調査結果)	—															
アフリカ	Sao Tome and Principe, Democratic Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎							2001年工業所有権法	第3条 c) 前項b)の適用に際して、出願日または適用可能な優先日に先立つ12ヶ月以内に、出願者もしくはその法律上の前権利者の行為、あるいは彼らに対する第三者による濫用の直接間接の結果として発明の公開がなされた場合は、発明が公開されたとは見なさない。
アフリカ	Senegal, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Senegal, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照
アフリカ	Seychelles, Republic of (H11年調査結果)	—															
アフリカ	Seychelles, Republic of (H22年調査結果)	無	特許制度無し													特許法なし	
アフリカ	Sierra Leone, Republic of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知	3年	出願日										1924-1957年特許法	(英国特許の再登録)
アフリカ	Sierra Leone, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照
アフリカ	Somalia, Republic of (H11年調査結果)	—	特許制度無し														

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等	
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称
アフリカ	Somalia, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	無	特許制度無し	—	—	—										※ARIPOに加盟はしているが、ハラレ議定書は未締結
アフリカ	South Africa, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	無	出願日 (優先日)		●		●	●			●	1978年特許法第57号	第26条(若干の事情の下では先認識又は先公表は無視されること):特許はその特許の与えられた発明が当該発明のあるクレームの優先日前に開示若しくは使用され又は知られていたという単なる理由によって無効であることはない。但し、 (a)特許権者またはその前主において前記の開示、使用または知識が自己の認識若しくは許諾なしに入手されまたはなされたこと及び入手された知識又は開示若しくは使用された事項が自己に起因しまたは自己から入手されたこと、また、当該クレームの優先日前に開示、使用又は知識の事実を知ったときに、その開示、使用又は知識を知った後合理的に見て可能な一切の勤勉さをもって、自己の発明の保護を出願し、かつ、その保護を得たことを証明すること。 又は (b)前記の開示、使用又は知識が当該出願人若しくは特許権者又は当該出願人若しくは特許権者の前主が合理的な技術試験又は実験によって共和国内でその発明を実施したことの結果であることを条件とする。
アフリカ	South Africa, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	無	出願日 (優先日)				●				●	1978年特許法第57号	第26条 一定の状況において免除される発明についての事前の知得又は公表特許は、次の何れかの場合は、特許付与の対象である発明又はその一部が当該発明の優先日前に開示され、使用され又は知られていたとの事実のみを理由としては無効とならない。 (a) 特許権者又はその前権利者が、当該知得又は開示若しくは使用が自己の認識又は同意なしになされたことを証明し、かつ、当該知得又は開示若しくは使用された事項が自己から得られたものであることを証明し、また、当該人が当該発明の優先日前に当該開示、使用又は知得を知ったときは、自己が当該開示、使用又は知得を知った後あらゆる合理的な注意を払って自己の発明に係る保護を申請し取得したことを証明する場合、又は (b) 当該発明が、共和国において出願人若しくは特許権者又は出願人若しくは特許権者の前権利者により合理的な技術的試験又は実験として実施された結果である場合

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アフリカ	Sudan, The Republic of the (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○		1971年10月15日施行特許法	第4条(新規性):(2)発明は、特許出願日に先立つ6月の期間内に発明者又はその者の承継人がそれを公式若しくは公認の博覧会に展示したことがあるとの事実のみを理由としては、公然と知られたとはみなさないものとする。
アフリカ	Sudan, The Republic of the (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照
アフリカ	Swaziland, Kingdom of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	再登録特許制度													独自法は制定されていない	(南アおよび英国特許の確認特許のみ)
アフリカ	Swaziland, Kingdom of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照
アフリカ	Tanzania, United Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	特許制度無し													独立後の統一法令の策定が未了	
アフリカ	Tanzania, United Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照
アフリカ	Togo, Republic of (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開(6ヶ月) (b)公認の国際博覧会での発明の展示
アフリカ	Togo, Republic of (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎		2002年バンギ協定	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の項を参照
アフリカ	Tunisia, Republic of (H11年調査結果)	—	無	世界公知												1888-1956年特許法	
アフリカ	Tunisia, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎							2000年特許法	第4条 出願日または優先日の前12月以内になされた濫用は発明の開示とはみなさない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
アフリカ	Uganda, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎					1991年特許法	(a)出願人又はその承継人の行為に起因しまたはその結果として公知になったとき。(12ヶ月) (b)出願人又はその継承人に関する不当な使用に起因しまたはその結果公知となったとき。(12ヶ月) (いずれの場合も出願人はそのような開示が考慮されないことを望む旨を示し、出願から1ヶ月以内にその開示の十分な詳細を提示する必要がある。)
アフリカ	Uganda, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照	
アフリカ	Zambia, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	無	世界公知											1981年特許法		
アフリカ	Zambia, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照	
アフリカ	Zimbabwe, Republic of (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	不明	不明								●	●	1973年旧ローデシア特許法	(a)商業的規模に達しない秘密の知識、または秘密使用、 (b)及び出願人による正当な技術的試験又は実験としての実施
アフリカ	Zimbabwe, Republic of (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○	○	2006年ハラレ議定書	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)の項を参照	
欧州	Albania, Republic of (H11年調査結果)	—	特許は保護されない (発明者)												1981年民法第6340号		
欧州	Albania, Republic of (EPO) (H22年調査結果)	無	無	—	—	—									2008年工業集権法	※工業意匠と商標については例外規定あり	
欧州	Andorra, Principality of (H11年調査結果)	—	特許制度無し														

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Andorra, Principality of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○					1999年特許法	第6条 公開されている情報であって新規性を害さないもの (1)出願日または優先日前6月以内になされた以下の開示はその発明の特許性に影響しない。 (a)発明者または出願日の事典で特許の請求権を有する者による開示 (b)以下の他の出願に係る場合 (i)前記の発明者による他の出願で、この出願が特許庁により公開されていない場合、または (ii)発明者の同意なしに第三者によりなされた出願 (c)発明者より直接的または間接的に情報を得た第三者による開示。
欧州	Armenia, Republic of (Eurasian) (H11年調査結果)	—	不明	不明	—	—										1993年特許法	
欧州	Armenia, Republic of (Eurasian) (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—										2008年工業所有権法	
欧州	Austria, Republic of (EPC) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○			1994年4月1日 施行特許法	第3条:(4)(1)及び(2)の適用に際しては、当該発明の開示は、もしその開示が当該出願の出願日前6月以内であった場合、又はその開示が次の各号に直接又は間接に起因する場合は、考慮されないものとする。(i)出願人又はその前権利者に対して害となる明白な濫用、又は、(ii)出願人又はその前権利者が、その発明を邦法官報No.455/1980掲載の、改正を含む万国博覧会条約の意味における公の又は公に認められた国際博覧会で展示した事実。(5)(4)(ii)は、当該出願人が、出願に際して、その発明がそのような博覧会で展示された旨を陳述し、かつ出願後4月以内に当該博覧会の管理者による証明書を提出した場合にのみ適用される。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Austria, Republic of (EPC) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		オーストリア特許法 BGBl.No.259/1970 2001年改正 (BGBl.No.143)	第3条 新規性 (1) 発明が技術水準に属していないときは、その発明は新規であるとみなす。技術水準は、出願についての優先日前に、書面又は口頭での説明、使用その他の方法によって、公衆が利用することができるようになっていた全てのものを含むものとみなす。 (2) 技術水準は、次に掲げる出願のうち先の優先日を有する出願に係る原出願書類中の内容であって、後の出願の優先日以後に初めて公開されたものも含んでいるとみなす。 1. 本連邦法(以下「本法」と略記する。)に基づく特許出願 2. 実用新案法、連邦法律公報(以下「BGBl」と表記する。)No.211/1994. に基づく実用新案出願 3. 特許条約導入法、BGBl.No.52/1979, 第1条6.の意味における国際出願。ただし、特許条約導入法第16条(2)に規定した条件が満たされていることを条件とする。及び 4. 特許条約導入法第1条4.の意味における欧州特許出願。ただし、欧州特許条約、BGBl.No.350/1979, 第79条(2)の条件、又は、欧州特許出願が国際出願として出願されている場合は、欧州特許条約第158条(2)の条件が満たされていることを条件とする。 発明が当該技術に熟練した者にとって先行技術から自明であるか否かの問題を判断するときは、先の優先日を有するこれらの出願は考慮しないものとする。 (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	【続き】Austria, Republic of (EPC) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○			オーストリア特許法 BGBl.No.259/1970 2001年改正 (BGBl.No.143)	(続き) (3) 技術水準に属する物質又は組成物の特許性は、それらが第2条2.において言及した方法で使用することが予定されており、それらの方法におけるその使用が技術水準に属していないときは、(1)及び(2)の規定によって排除されない。 (4) (1)及び(2)の規定の適用上、発明の開示は、それが出願の出願日前6月以内に行われており、かつ、直接又は間接に次のことに起因しているときは、考慮に入れない。 1. 出願人又はその法律上の前権利者にとって不利となる明白な濫用、又は 2. 出願人又はその法律上の前権利者がその発明を、改正後の国際博覧会条約、BGBl.No.445/1980、の意味での、公の又は公に認められた博覧会において展示した事実 (5) (4)2.の規定は、出願人が出願時に、その発明を博覧会において展示したことを陳述し、かつ、出願後4月以内に博覧会の主催者による証明書を提出した場合に限り、適用する。博覧会の開催日と最初の開示日が同日でないときは、その両方の日を証明書に記載しなければならない。更に、この証明書には、主催者による証明の文言が付された発明の説明を添付しなければならない。
欧州	Azerbaijan, Republic of (Eurasian) (H11年調査結果)	—	不明	不明												1992年の決議、暫定的工業所有権規則 (新法作成中)	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Azerbaijan, Republic of (Eurasian) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○					1994年9月9日に作成、2003年11月17日から21日に改正のユーラシア特許条約に基づく規則	EAPOに準拠。国内法無し。
欧州	Belarus, Republic of (Eurasian) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎					1993年2月5日発効の特許法	第1条(発明の特許要件):(4)発明に関する情報の公開が出願人又は出願人から直接又は間接に当該情報を得た第三者によって行われ、またその開示がベラルーシ特許庁への出願前12ヶ月以内に行われ、または出願の優先日以前に優先権が主張された場合に、発明の対象についての情報が共和国又は外国において一般的に利用できるものとなっている効果を有するときには、発明の特許性にはなんら影響をおよぼさないものとする。各個別の事件における挙証責任は出願人が負う。
欧州	Belarus, Republic of (Eurasian) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎		◎			2007年特許(実用新案)法	第1条(発明の特許要件):(4)発明に関する情報の公開が出願人又は出願人から直接又は間接に当該情報を得た第三者によって行われ、またその開示がベラルーシ特許庁への出願前12ヶ月以内に行われ、または出願の優先日以前に優先権が主張された場合に、発明の対象についての情報が共和国又は外国において一般的に利用できるものとなっている効果を有するときには、発明の特許性にはなんら影響をおよぼさないものとする。各個別の事件における挙証責任は出願人が負う。
欧州	Belgium, Kingdom of (EPC) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		1997年1月28日改正特許法	第5条:[5]発明の開示は、それが特許出願に先立つ6ヶ月以内に生じたとき及びそれが次の事由に起因するときには、考慮しない。(a)出願人若しくはその前主に対する明白な違反行為、又は、(b)出願人若しくはその前主が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公の若しくは公に認められた国際博覧会にその発明を展示した事実。ただし、出願人がその出願を提出する際に、その発明が前記の通り展示されたことを記載し、及び国王の指定する期間内に、かつ、条件の下にこれを支持する証明書を提出することを条件とする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Belgium, Kingdom of (EPC) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1997年1月29日改正特許法	第5条:[5]発明の開示は、それが特許出願に先立つ6ヶ月以内に生じたとき及びそれが次の事由に起因するときには、考慮しない。(a)出願人若しくはその前主に対する明白な違反行為、又は、(b)出願人若しくはその前主が、1928年11月23日パリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公の若しくは公に認められた国際博覧会にその発明を展示した事実。ただし、出願人がその出願を提出する際に、その発明が前記の通り展示されたことを記載し、及び国王の指定する期間内に、かつ、条件の下にこれを支持する証明提出することを条件とする。
欧州	Bosnia and Herzegovina (H11年調査結果)	—	不明	不明													1994年の特許及び識別力のある標章についての法律	
欧州	Bosnia and Herzegovina (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			20011年特許法	第9条(不利益とならない公開) 特許出願日に先立つ6ヶ月以内に、次に述べる事柄の結果として技術水準の部分になったときには、新規であると見なされる。 a) 特許出願者またはその法律上の前権利者に対する明白な濫用 b) 出願者が出願時に出願書類の中に当該発明が博覧会で展示されたことを明記し、かつ、出願日から4ヶ月以内に展示されたことを示す証明書を提出した場合の、1928年11月22日パリで調印され、1972年11月30日に最終改正された国際博覧会に関する条約に従った公式または公認の博覧会における展示

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Bulgaria, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知		出願日 (優先日)		◎		◎					◎	1993年3月18日の法律(特許法)	第11条(特許性に影響をおよぼさない開示):(1)発明に関係のある情報の開示は、当該開示が当該出願の出願日又は該当する場合は優先日前12ヶ月以内に次に掲げる者により行われたものである場合は、その特許性には影響を及ぼさない。 1. 当該発明者、 2. 次に掲げる場合における特許庁 (a)当該情報が、特許庁が公開すべきでなかった、当該発明の他の出願に含まれていた場合 (b)当該情報が当該発明者から直接に又は間接にこれを得たものにより当該発明者に無断で又はその同意を得ることなしに提出された出願に含まれていた場合 3. 当該情報を当該発明者から直接に又は間接に得た者。
欧州	Bulgaria, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		2007年改正の特許法	第11条:新規性を阻害しない開示(官報第66/2002号により改正) (1)発明の開示であって、特許出願の出願日又は該当する場合は優先日の前6ヶ月以内に行われ、かつ、次のことの結果であったものは、新規性を阻害しない。 1. 出願人又は出願する権利の前所有者に対する明白な濫用 2. 出願人又は出願する権利の前所有者が公式又は公認の国際博覧会において発明を展示した事実 (2)(1)2.にいう開示は、出願人が出願を行う際に当該発明がそのように展示された旨を申告し、かつ、出願日から3ヶ月以内にその証拠を提示した場合は、新規性を阻害しない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Great Britain and Northern Ireland, United Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1988年著作権・意匠・特許法により改正1977年法律第37号(特許法)	第2条(新規性):(4) 本条の目的のために発明を構成する事項の開示は、特許又は特許出願に関してはもしそれが当該特許出願の提出日の直前の6月以内に生じ、かつ、 (a) 当該開示が、(i) 発明者若しくは他の者であって前記事項が発明者によって内密に利用可能とされたもの若しくは当該他の者若しくは発明者が当該他の者がこれを知得する適格を有すると信じたがゆえにその発明者からこれを 知得したもの、又は、(ii) いずれかの他の者であって前記事項が(i)若しくはこの号に掲げる者によって内密に利用可能とされたもの若しくは当該他の者若しくは当該他の者にこれを知らせた者が当該他の者がこれを知得する適格を有すると信じたがゆえに(i)若しくはこの号に掲げる者からこれを 知得したものから何人かが違法に若しくは信義に違背して知得した事項に由来し若しくはその結果なされるか、 (b) 当該開示が発明者から若しくは何らかの他の者であって当該事項が発明者によって利用可能なものとされ若しくは発明者からこれを知得したのから内密にこれを知得したのによって信義に違背してなされるか、又は、 (c) 当該開示が発明者が国際博覧会に当該発明を展示したことに由来し若しくはその結果なされ、かつ、出願人がその出願を提出する際に当該発明が前記のとおり展示された事実を申し立て、また、所定の要件に従う申立書を支持する書証を所定の期間内に提出するか、するときは、無視されるものとする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Great Britain and Northern Ireland, United Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			特許に関する法律を改正する2004年7月22日の法律により改正された1977年法(特許法)	第2条 新規性 (1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しないときは、新規なものと認められる。 (2) 発明についての技術水準とは、すべての事項(製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。)で当該発明の優先日前の何れかの時に(連合王国におけるか外国におけるかを問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない。 (3) 特許出願又は特許に係る発明についての技術水準とは、その発明の優先日以後において公表された他の特許出願に記載された事項をも包含するものと解さなければならない。ただし、次の諸要件が満たされることを条件とする。 (a) 出願され、かつ、公表された当該他の特許出願に前記事項が包含されていたこと、及び(b) 前記事項の優先日とその発明の優先日よりも先であること (4) 本条の適用上、発明を構成する事項の開示は、特許又は特許出願に関してはそれが当該特許出願日の直前の6ヶ月以内に生じ、かつ (a) 当該開示が、 (i) 発明者若しくは前記事項が発明者によって内密に利用可能とされた他の者か若しくはこれを知得する権利を有する者であると自身で若しくは発明者が信じたゆえに発明者からこれを知得した者、又は (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	【続き】Great Britain and Northern Ireland, United Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○			特許に関する法律を改正する2004年7月22日の法律により改正された1977年法(特許法)	(続き) (ii) 前記事項を(i)若しくはこの号に掲げる者によって内密に利用可能とされた何れか他の者、若しくは、ある者がこれを取得する権利を有する者であることを(i)若しくはこの号に掲げる者が若しくは自身で信じたゆえに、(i)若しくはこの号に掲げる者から取得した何れか他の者から、何人かが違法に若しくは信義に違背して取得した事項に由来し若しくはその結果されるか、 (b) 当該開示が発明者から若しくは何れか他の者であって当該事項が発明者によって利用可能なものとされ若しくは発明者からこれを取得したものから内密にこれを取得した者によって信義に違背してされるか、又は(c) 当該開示が発明者が国際博覧会に当該発明を展示したことに由来し若しくはその結果され、かつ、出願人がその出願をする際に当該発明が前記のとおり展示された事実を申し立て、また、所定の要件に従う申立書を裏付ける書証を所定の期間内に提出するときは、無視されるものとする。 (5) 本条において発明者とは現に発明の所有者であるものを含む。 (6)[廃止]

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Croatia, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日				●				●		1992年ユーゴスラビア工業所有権法を適用	(a)発明者の同意を得ない公表 (b)出願人又はその前権利者による公に承認された国際的な博覧会への展示であって、出願時に展示の事実を陳述し、出願日から4ヶ月以内に必要の証明書を提出した場合
欧州	Croatia, Republic of (H22年調査結果)	有		世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2009年改正の特許法	第9条 発明は、特許出願の日在先立つ6ヶ月以内に、以下の理由または結果によって技術水準の一部を構成しているときは、新規であるとみなす： 1. 特許出願人またはその法的相続人に対する明白な濫用、または、 2. 出願人が出願の際に出願書類の中で、その発明が、1928年11月22日にパリで調印され、1972年11月30日に最終改正された「国際博覧会に関する条約」による公式または公認の国際博覧会に展示されたと表明し、且つそのことを示す証明書を、出願日から4ヶ月以内に提出した場合。
欧州	Cyprus, Republic of (EPC) (H11年調査結果)	—	再登録特許制度		英国特許の存続期間											独自の特許法を持たない	英国特許の再登録
欧州	Cyprus, Republic of (EPC) (H22年調査結果)	無	再登録特許制度	—	英国特許の存続期間	—										依然として独自の特許法を持たない	英国特許の再登録
欧州	Czech republic (H11年調査結果)	—	有	世界公知(公用)	6ヶ月	出願日			○					○		1990年11月27日改正 チェコスロバキア法律第527号(チェコの法律ではない)	第5条(新規性):(4)発明は、開示が出願前の6ヶ月以内に行われ、かつその理由が次のものであるか又は次のものの結果である場合は、技術水準を構成するものとみなさない。 (a)出願人又はその法律上の前権利者にかかる明白な濫用、 (b)出願人又はその法律上の前権利者が、関連条約にいう公の又は公に認められた国際博覧会で当該発明を展示したこと。その場合、出願人は、出願時に、当該発明が展示されたことを宣言し、かつその宣言の裏付のために出願日から4ヶ月以内に当該発明が前記国際条約の規定に従って展示されたことを証する証明書を提出するものとする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Czech republic (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2000年施行の特許法	第5条:(5) 出願前の6月以内に行われた発明の開示は、その開示が次の何れかの理由によるか又は次の何れかの結果である場合は、技術水準を構成するものとみなさない。 (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用 (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、関連の国際条約に定める条件に従って公の又は公認の博覧会で当該発明を展示したこと。ただし、本規定による例外を認められるためには、出願人は、当該発明が展示されたことを出願時に宣言し、かつ、その宣言の裏付けのために出願日から4月以内に当該発明が関連国際条約の規定に従って展示されたことを証する証明書を提出しなければならない。
欧州	Denmark, Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1967年12月20日 法律第479号 (特許法)	第2条:(5)もつとも、特許は、公衆に利用可能なものとされた発明に対し、もし当該発明の開示が出願日前6ヶ月以内に生じたとき、且つそれが (i)出願人又はその前主に対する明白な不法行為、または (ii)出願人若しくはその前主が1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する、公の若しくは公に認められた国際博覧会にその発明を展示した事実の結果であるときは与えることができる。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Denmark, Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○			2000年12月20日法律第1258号改正 2001年1月1日施行(特許法)	第2条 (1) 特許は、発明であって、それに係る特許出願日より前の技術水準に対して新規であり、さらにまた、その技術水準と本質的に異なっているものに対してのみ与えられるものとする。 (2) 上記の技術水準は、書面での説明、講演、実施その他の方法によって公衆の利用に供されている全ての事項を含んでいるものとみなす。その他、前記の出願日前にデンマークにおいてなされていた特許出願の内容も、その出願が第22条の規定によって公衆の利用に供された場合は、技術水準に含まれているものとみなす。本規定は、前記の出願日前にデンマークにおいてなされた実用新案登録出願についても、それが実用新案に関する規則によって公衆の利用に供された場合には適用する。発明が技術水準と本質的に異なっていなければならないとする(1)の要件は、これらの出願内容に関連しては適用しない。 (3) 第3部に規定する出願が、(2)の規定の適用上、一定の場合はデンマークにおいてなされた出願と同一の効果を有する旨の規定を、第29条及び第38条に設ける。 (4) 発明が新規でなければならないとする(1)の要件は、第1条(3)にいう方法で使用される既知の物質又は化合物に特許が付与されることを妨げるものではない。ただし、その何れの方法についても、当該物質又は化合物の使用が知られていないことを条件とする。 (5) ただし、発明が出願前6月以内に公衆の利用に供されていた事実があったとしても、それが次に掲げる事項の結果である場合は、その発明は特許を受けることができる。 (i) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用、又は (ii) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公の若しくは公認の国際博覧会にその発明を展示した事実

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Estonia, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎					1994年3月16日 特許法	第8条(特許性の条件):(3)当該技術の状態の決定に際しては、特許出願の出願日又は優先権の主張されている場合には優先日前の12ヶ月の間に、本法第12条に従って特許を受ける権利を有する者又はこの者からこの者の意志により若しくは意思に反して情報を得ていた者の開示した情報は、考慮されない。
欧州	Estonia, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎					2003年1月29日 改正(特許法)	第8条(特許性の基準):(3)技術水準を決定する場合に、その旨の請求が提出されたときは、ある発明に関する情報を考慮に入れないものとする。ただし、前記の発明を含む最初の特許出願又は実用新案登録出願のエストニア共和国又は外国における出願日前12月以内に、第12条により特許についての権利を有する者によって、又は当該人が認識していることを前提として他人によって、当該情報が開示されていることを条件とする。前記の請求は、特許出願と同時に又は第24条による特許出願公開の少なくとも2月前に行わなければならない。他人が当該情報を不法に取得したか又は当該情報が不法に公表されたか若しくは特許出願権を有する者が公表を認識していなかったときは、請求は、特許出願の審査の過程で又は特許について係争が生じたときに行うことができる。請求書には、それを裏付ける証拠を添付しなければならない。
欧州	Finland, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		1967年12月20日 法律第479号 (特許法)	第2条:(5)もつとも、特許は、公衆に利用可能なものとされた発明に対し、もし当該発明の開示が出願日前6ヶ月以内に生じたとき、且つそれが (i)出願人又はその前主に対する明白な不法行為、または (ii)出願人若しくはその前主が1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する、公の若しくは公に認められた国際博覧会にその発明を展示した事実の結果であるときは与えることができる。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Finland, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			2006年7月21日法律第684/06号により改正された1967年12月15日法律第550号 2006年9月1日施行(特許法)	第2条 特許は、その特許出願の出願日前に知られていた事柄との対比で新規な発明であり、かつ、それらと本質的に異なるものに限り付与することができる。 文書、口述、公然の実施又はその他の方法により公衆に利用可能とされた事柄は、すべて知られているものとみなされる。また、出願日前にフィンランドにおいてされた他の特許出願の内容も、当該出願が第22条に従って公衆に利用可能となる場合は、知られているものとみなされる。同様に、特許出願の出願日前にフィンランドにおいて提出された実用新案出願の内容も、当該出願が実用新案法(法律800/1991)第18条に従って公衆に利用可能となる場合は、知られているものとみなされる。ただし、当該特許又は実用新案の出願の内容については、発明がその特許出願の出願日前に知られていた事柄と本質的に異ならないと第1段落の条件は適用されない。 第2段落の適用上、第3章にいう出願は、第29条及び第38条の規定により、一定の場合にはフィンランドにおいてされた特許出願と同一の効力を有する。 発明が新規であることを要求する第1段落の規定は、第1条第3段落にいう方法に使用される場合の公知の物質又は組成物に対する特許付与については、当該物質又は組成物の当該方法への使用が公知でない場合はこれを妨げるものではない。ただし、出願日前6月以内に公衆に利用可能とされている発明については、開示が次の何れかの結果である場合は、特許を付与することができる。 (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用 (2) 1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約(フィンランド条約集36/37)の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会において出願人又はその前権利者が発明を展示した事実

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	French Republic (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1996年12月18日改正法律第96—1106号(知的所有権法)	第611条13;第611条11を適用するにあたっては、次に掲げる2つの場合での発明の開示は考慮に入れないものとする。 —開示が特許出願の提出前6月の期間内になされたとき、 —開示が、出願日以後における先行する特許出願の公開に基づくときであつて、いずれの場合も直接又は間接に次に起因していた場合。 (a) 出願人又はその法律上の被承継人に関する明白な乱用、 (b) 出願人又はその法律上の被承継人が、1928年11月22日にパリで調印された国際的博覧会に関する改正条約の条件に該当する公的な又は公的に承認された国際的博覧会に発明を出品したという事実。 しかしながら、後者の場合には、発明を出品したことを願書提出の時に申告し、その証拠を規則によって定められている期限内に、かつ、その件にしたがつて提出しなければならない。
欧州	French Republic (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			2006年3月1日法律第2006-236号による改正(知的財産法)	第L611条13 第L611条11の適用に関しては、次の2の場合での発明の開示は考慮に入れないものとする。 —開示が、特許出願の前6月以内になされた場合 —開示が、当該特許出願日後における先の特許出願の公開による場合。何れの場合も、開示が直接又は間接に次に起因していたときに限る。 (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用 (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約(改正)の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会に発明を出品したという事実 ただし、後者の場合は、発明を出品したことを出願時に申し立てており、かつ、その証拠を規則によって定められた期限及び条件に従って提出してなければならない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Georgia (H11年調査結果)	—	不明													1992年の発明の保護に関する政令第302号	
欧州	Georgia (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎					特許法(1999年制定)	第15条 出願日または優先日の前12月以内になされ、発明、実用新案又は工業意匠の創作者、特許を受ける権利を有する者、創作者より直接的または間接的に情報を得た第三者による以下の情報開示は新規性に影響されない。
欧州	Germany, Federal Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		1994年10月25日改正特許法	第3条:[4][1]及び[2]の適用については、発明の開示は、それが出願の提出前の6月より前になされたものでなく、かつ直接的又は間接的に、次のいずれかに帰因するときは、無視される。 (1) 出願人又はその前権利者の不利益となる明白な濫用。 (2) 出願人又はその前権利者が、その発明を、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する協定の意味する公的又は公的に承認された博覧会に展示したという事実。 (2)は、出願人が、出願の提出時にその発明が実際に展示されたことを申告し、かつ、その提出後の4月以内にこれについての証明書を提出したときにのみ、適用される。(2)に挙げられている博覧会は、連邦法務大臣により連邦官報で公示される

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Germany, Federal Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2009年改正の特許法	第3条:(5)(1)及び(2)の適用に関しては、発明の開示は、それが出願前6月以内になされたものであり、かつ、直接又は間接に次の事情によるものであるときは、考慮されない。 1. 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用、又は 2. 出願人又はその前権利者が、その発明を、1928年11月22日にパリで調印された国際博覧会に関する協定の要件に該当する公式又は公認の国際博覧会に展示したという事実 第1文2.は、出願人が、出願時に当該発明が実際に展示されたことを陳述し、かつ、出願後4月以内にこれについての証明書を提出した場合にのみ適用する。第1文2.1という博覧会についての通知は、連邦法務大臣により連邦法律公法において公示される。
欧州	Hellenic Republic (Greece) (EPC) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1995年11月21日改正法律第2359号(特許法)	第5条(趣旨):(9) 特許出願日前の6月間に開示された発明でも、かかる開示が次のいずれかに起因する場合には特許が与えられるものとする。 (a) 出願人又はその適法な前任者の権利の明白な乱用による場合、 (b) かかる発明が、1928年11月22日にパリで署名されかつ1932年法律第5562号(公報第221号)により批准された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式の国際博覧会で展示されたものである場合。この場合、出願に際して出願人は、かかる発明がかように展示されたことを申告するとともにそれを裏付ける証明書を提出することを要する。 (10) (9)の開示は、(3)に規定される発明の新規性には影響しないものとする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Hellenic Republic (Greece) (EPC) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1995年11月21日改正法律第2360号(特許法)	第5条(趣旨):(9)特許出願日前の6月間に開示された発明でも、かかる開示が次の何れかに起因する場合には特許が与えられるものとする。 (a) 出願人又はその適法な前任者の権利に対する明白な濫用による場合 (b) かかる発明が、1928年11月22日にパリで署名され、かつ1932年法律第5562号(官報第221号)により批准された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式の国際博覧会で展示されたものである場合。この場合、出願に際して出願人は、かかる発明がかように展示されたことを申告するとともにそれを裏付ける証明書を提出することを要する。 (10) (9)の開示は、(3)に規定される発明の新規性には影響しないものとする。
欧州	Hungary, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○	1997年改正1997年法律第11号(特許法)	第3条:第2条の適用上、優先日の前6月以内に生じた発明の開示は、次のいずれかの場合は、技術水準の一部とはみなさない。 (a) 出願人又はその前主の権利の乱用によるものであったこと、 (b) ハンガリー官報に公表されたハンガリー特許庁長官の発表に記載する展示会において出願人又はその前主が示した事実によるものであったこと。	
欧州	Hungary, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○	2008年改正の特許法	第3条:第2条の適用上、優先日の前6月以内に生じた発明の開示は、次の場合は、技術水準の一部とはみなさない。 (a) 出願人又はその前権利者の権利の濫用によるものであったこと、又は (b) ハンガリー官報に公告されたハンガリー特許庁長官の発表に記載する博覧会において出願人又はその前権利者が発明を展示したという事実によるものであったこと	
欧州	Vatican City State (The Holy See) (H11年調査結果)	—	イタリア特許	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○	1929年6月7日付の法により工業所有権保護に関するイタリアの法律を適用	(a)出願人またはその前権利者の利益を害する明らかな不当な行為に起因する開示。 (b)出願人またはその前権利者による公に認められた国際博覧会での公表。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Vatican City State (The Holy See) (H22年調査結果)	無	イタリア特許	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1996年3月19日法律第198号により改正された1939年6月29日勅令第1127号 1996年4月15日施行(イタリア)	第15条 先行開示;優先権 第14条の適用上、発明の開示はそれが特許出願に先立つ6月以内に生じ、かつそれがその出願人又はその法律上の前権利者の利益を害する明白な濫用に起因し、又はその結果であったときは、考慮されない。 さらに、開示は、それが1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約及びその後の諸改正条約の規定に該当する公の、又は公に認められた博覧会において生じたときも、考慮されない。 国際条約に基づいて主張される優先権に係わる発明に関しては、第14条に規定する新規性の要件については、優先権の開始日を考慮して判定しなければならない。
欧州	Iceland, Republic of (H11年調査結果)	—	無	世界公知												1923-1954年特許法	
欧州	Iceland, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2007年に統合された特許法(patent act as)	第2条 特許は、その発明が出願に先立つ6ヶ月以内に、以下の理由によって公開されたという事実があっても認められる場合がある: 1.出願人またはその相続人に対する明白な濫用、もしくは、 2.発明が出願人または相続人によって、1928年11月22日にパリで調印された「国際博覧会に関する条約」に定められた公式または公認の博覧会での展示。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定 の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図 しない 第三者の 開示	出願人の 意図 した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Ireland (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1992年2月27日 改正(特許法)	第12条(損害を与えない開示):(1)第11条の出願の場合で発明の開示が次に述べる場合、発明の開示は考慮されない。 当該発明が特許出願の提出前6月以内になされた事情又は結果による場合、 (a) 構成する事項、発明が違法に取得され信頼性又は合意に違反する場合、 又は、 (b) 出願人又はその法律上の前任者が1928年11月22日にパリで締結された万国博覧会に関する条約若しくはその後の条約、協定又は当該条約に代わる他の契約に基づき万国博覧会で当該発明を展示した事実。ただし、展示国は、特許出願の際に、当該発明がどのように展示されたことを記述し、これを証明する証明書を所定の期間及び条件に基づき提出する場合を除く。 (2) 所轄大臣は、アイルランドが当事国であり若しくは当事国となる協定若しくは国際条約を有効にするため必要と信ずる場合は、(1)の目的のため(1)に定める6月以外の期間及び(1)(a)若しくは(1)(b)に定める事項以外の事項を指示することができる。前述の(1)は上記に従い解釈するものとする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Ireland (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		1992年2月27日法律第1号改正 1992年8月1日施行(特許法)	第12条 新規性に影響を与えない開示 (1) 第11条の出願に対しては、発明の開示が特許出願の出願前6月以内にされ、次の事情又は結果による場合は、発明の開示は考慮されない。 (a) 構成する事項、発明が違法に取得され信頼性又は合意に違反する場合、又は (b) 出願人又はその法律上の前任者が1928年11月22日にパリで締結された国際博覧会に関する条約若しくはその後の条約、協定又は当該条約に代わる他の協約に基づき公の又は公的に承認された国際博覧会で当該発明を展示した事実 ただし、展示者は、特許出願の際に、当該発明がこのように展示されたことを記述し、これを証明する証明書を所定の期間及び条件に基づき提出する。 (2) 所轄大臣は、アイルランドが当事国であり若しくは当事国となる協定若しくは国際条約を有効にするため必要と信じる場合は、(1)の適用上(1)に定める6月以外の期間及び前項(a)若しくは(b)に定める事項以外の事項を指示することができる。前項は前記に従い解釈する。 (3) 公報に記載される国際博覧会が(1)に述べる種類の国際博覧会である旨を述べる陳述が公告される場合は、本条の適用上、当該陳述は、これが指定する国際博覧会がかかる種類の国際博覧会であることの証拠とする。
欧州	Italian Republic (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○	1996年3月19日法律第198号をもって改正された 1939年6月29日勅令第1127号(特許法)	第15条(先行開示;優先権):第14条の適用上、発明の開示はそれが特許出願に先立つ6月以内に生じ、かつそれがその出願人又はその法律上の前主者の利益を害する不当な行動に起因し、又はその結果であったときは、考慮されない。 さらに、開示は、それが1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約及びその後の諸改正条約の規定に該当する公の、あるいは公に認められた博覧会において生じたときも、考慮されない。 国際条約に基づいて主張される優先権に係わる発明に関しては、第14条に規定する新規性の要件については、優先権の開始日を考慮して判定しなければならない。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Italian Republic (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○			1996年3月19日法律第198号により改正された1939年6月29日勅令第1127号 1996年4月15日施行(イタリア)	第15条 先行開示:優先権 第14条の適用上、発明の開示はそれが特許出願に先立つ6月以内に生じ、かつそれがその出願人又はその法律上の前権利者の利益を害する明白な濫用に起因し、又はその結果であったときは、考慮されない。 さらに、開示は、それが1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約及びその後の諸改正条約の規定に該当する公の、又は公に認められた博覧会において生じたときも、考慮されない。 国際条約に基づいて主張される優先権に係わる発明に関しては、第14条に規定する新規性の要件については、優先権の開始日を考慮して判定しなければならない。
欧州	Kazakhstan, Republic of (Eurasian) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎						1992年発効特許法	第5条(発明の特許要件):(4)出願において請求された特許性にその他影響を及ぼすことのある情報の公開は、出願人(若しくは発明者)又はその者から直接若しくは間接に情報を取得した者が当該出願の出願日前12ヶ月の期間中に当該情報を公開した場合にはこれを行わないものとする。前記の立証責任は出願人にあるものとする。
欧州	Kazakhstan, Republic of (Eurasian) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日								○			2007年特許法	第6条 特許要件 (4)出願日前6月以内に行われた、パリ条約の規定に該当する公または公認の国際博覧会における展示は発明の特許要件に影響を与えない。また、出願人は上記の点を証明する義務を負う。
欧州	Kyrgyz Republic (Eurasian) (H11年調査結果)	—	特許制度無し														新規立法中	
欧州	Kyrgyz Republic (Eurasian) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎							第5条 (4)出願日前12月以内に行われた、出願人による開示、発明(創作)者による開示、発明者から直接的または間接的に情報を得た第三者による開示は発明の特許性に影響を与えない。また、出願人は上記の点を証明する義務を負う。
欧州	Latvia, Republic of (H11年調査結果)	—	不明														1993年特許法 (詳細不明)	1993年特許法(詳細不明)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Latvia, Republic of (H22年調査結果)	不明	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2007年(特許法)	第6条 公開されている情報であって新規性を害さないもの (1) 発明が特許出願日の前6月以後に公開され、かつ、その公衆への伝達が次に該当する場合は、第5条の規定を適用しない。 1) 特許出願人(以下「出願人」)若しくは法律上の前権利者に対する不正な行動、又は 2) 出願人若しくはその法律上の前権利者の発明の実物展示であって、1928年11月22日にパリで署名され、1972年11月30日に最終修正された国際博覧会条約に基づいて組織された公式の国際博覧会又はそれと同等の国際博覧会におけるもの (2) (1)2の規定は、出願人が特許出願の際に当該発明が前記の博覧会において実物展示されたことを宣言し、かつ、出願日から4月以内にこの事実を証明する書類を提出した場合に限り適用する。
欧州	Liechtenstein, Principality of (EPC) (STRAUSBOURG) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		1924年スイスとの関税協定に関する導入法によりスイス法を適用	(a)出願人若しくはその前主に対する明白背信行為。 (b)出願人若しくはその前主による公の又は公認の国際博覧会での発明の開示で、出願時の宣誓書の提出と出願から4ヶ月以内に博覧会中に発行された管轄当局の証明書を提出。
欧州	Liechtenstein, Principality of (EPC) (STRAUSBOURG) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		1924年スイスとの関税協定に関する導入法によりスイス法を適用	第7b条 ある発明が出願日又は優先日前6月以内に公衆の利用に供せられた場合においても、それが次の事項の直接若しくは間接の結果であるときは、その開示は、技術水準に包含されることはない。 (a) 出願人若しくはその前主に対する明白な背信行為、又は (b) 出願人若しくはその前主が国際博覧会に関する1928年11月22日の条約の趣旨に該当する公の若しくは公に認められた博覧会にその発明を展示した事実(前記の者が出願の際この事実を申告し、かつ、所定の期間内に十分な補強証拠を提出することを条件とする。)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Lithuania, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○		○							1994年1月18日付け 法令 I-372号 (特許法)	第6条(猶予期間):情報が当該特許出願日前6ヶ月以内に開示されたものであり、かつその情報開示が以下の各項に該当するものによって行われた場合には当該開示された情報は、その発明の新規性になんら影響を与えるものではない。 (1)発明者自身、或いは当該特許出願の出願日以前に特許を受ける権利を有している真正な当該発明者の相続人による開示 (2)当該発明者或いはその者の真正な相続人の不利益に対して、不正行為を実行することで利益を受けるものによる開示 (3)当該発明者或いはその者の真正な相続人による開示であって、その者が自己の発明を政府主催の博覧会或いは1928年11月22日にパリにおいて締結された国際博覧会条約にしたがって政府が承認した博覧会において展示した場合当該発明者或いはその者の真正な相続人自身が本条の第一項に規定されている猶予期間を利用したい場合にはその者が当該猶予期間の権利を有していることを証明する義務がある。
欧州	Lithuania, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○								2005年改正の特許法	第6条猶予期間情報が当該特許出願日前6ヶ月以内に開示されたものであり、かつ、その情報開示が次に該当する場合は、当該開示された情報は、その発明の特許性に何らの影響も与えるものではない。 (1)発明者又はその権原承継人の不利になるよう濫用することに利害を有する者による開示の場合 (2)発明者又はその権原承継人が1928年11月22日にパリにおいて締結された国際博覧会に関する条約に従った公式の又は公認の博覧会において自己の発明を展示した場合当該発明者又はその権原承継人が、第1段落に規定されている猶予期間を利用したい場合は、その者が当該猶予期間の権利を有していることを証明する義務を負う。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Luxembourg, Grand Duchy of (EPC) (STRAUSBOURG) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1998年5月24日改正(特許法)	第7条(不利益とならない開示):(1) 第6条の適用のため、発明の開示については、それが特許出願に先立つ6月以後に行われ、かつそれが次によるか又はその結果である場合には、参酌されないものとする。 (a) 出願人若しくはその者の法定前任者に係る明白な乱用、又、 (b) 出願人若しくはその者の法定前任者が、1928年11月28日パリにおいて署名され、1972年11月30日に最後に改正された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式若しくは公認の国際博覧会において、当該発明品を展示したことがある事実。 (2) (1)(b)の場合において、出願人が当該発明品がそのように展示されたことがある旨特許出願時に宣言し、かつ裏付ける証明書を大公園規則(特許規則)に規定の期間内にその条件に基づいて提出したときに限り、(1)は適用されるものとする。
欧州	Luxembourg, Grand Duchy of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1998年5月24日改正(特許法)	第7条(不利益とならない開示):(1) 第6条の適用のため、発明の開示については、それが特許出願に先立つ6月以後に行われ、かつそれが次によるか又はその結果である場合には、参酌されないものとする。 (a) 出願人若しくはその者の法定前任者に係る明白な乱用、又、 (b) 出願人若しくはその者の法定前任者が、1928年11月28日パリにおいて署名され、1972年11月30日に最後に改正された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式若しくは公認の国際博覧会において、当該発明品を展示したことがある事実。 (2) (1)(b)の場合において、出願人が当該発明品がそのように展示されたことがある旨特許出願時に宣言し、かつ裏付ける証明書を大公園規則(特許規則)に規定の期間内にその条件に基づいて提出したときに限り、(1)は適用されるものとする。
欧州	Macedonia, The former Yugoslav Republic of (H11年調査結果)	—	新規性又は実体の審査無し	要件無し													1992年の工業所有権に関する法律	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Macedonia, The former Yugoslav Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2009年の工業所有権に関する法律	第28条 新規性に影響しない開示 (1)出願日前6月以内になされた以下の事実は、特許要件の評価に影響しない。 一 出願人またはその前権利者に対する明らかな誤用 一 公または公認の博覧会での展示
欧州	Malta, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎	◎								1970年9月15日前に改正された条項を含む 1900年1月1日	(a)発明の何らかの説明の公表 (b)発明の使用
欧州	Malta, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2007年特許・工業意匠法	第8条 発明の開示 第5条の適用に際しては、出願日前6月以内に行われた以下の開示は考慮されない。 (a)出願人またはその前権利者にかかる明白な濫用 (b)出願人またはその前権利者による公または公認の博覧会での発明の展示
欧州	Moldova, Republic of (Eurasian) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	優先日		◎		◎	◎					1995年5月18日のNo.461-XIII(発明特許に関する法律)	第8条(特許性の妨げとならない開示):(1)発明の対象に関する情報の開示は開示が発明の優先日前12ヶ月以内であって、発明者、出願人又は発明者若しくは出願人から直接若しくは間接的に前記情報を得たその他の者によってされた場合は、発明の特許性に影響を与えない。 (2)第一項の規定は、常に適用される。開示の状況の立証責任、当該関係人が負う。
欧州	Moldova, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	優先日		◎		◎	◎					1995年5月18日のNo.461-XIII(発明特許に関する法律)	第8条(特許性の妨げとならない開示):(1)発明の対象に関する情報の開示は開示が発明の優先日前12ヶ月以内であって、発明者、出願人又は発明者若しくは出願人から直接若しくは間接的に前記情報を得たその他の者によってされた場合は、発明の特許性に影響を与えない。 (2)第一項の規定は、常に適用される。開示の状況の立証責任、当該関係人が負う。
欧州	Monaco, Principality of (EPC) (H11年調査結果)	—	無	世界公知												1955-1956年特許法	
欧州	Monaco, Principality of (H22年調査結果)	無	無	世界公知	—	—										1955-1956年特許法	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等	
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称
欧州	Montenegro (H11年調査結果)	—														
欧州	Montenegro (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	優先日			○				○		2008年特許法	第9条(不利益とならない公開) 特許出願日に先立つ6月以内に行われた次に述べる事柄の結果として技術水準の部分を構成することとなった場合は、新規であると見なされる。 a) 特許出願者またはその法律上の前権利者に対する明白な濫用 b) 出願者が出願時に出願書類の中に当該発明が博覧会で展示されたことを明記し、かつ、出願日から4カ月以内に展示されたことを示す証明書を提出した場合の、1928年11月22日パリで調印され、1972年11月30日に最終改正された国際博覧会に関する条約に従った公式または公認の博覧会における展示
欧州	Netherlands, Kingdom of the (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1994年12月13日法律第51号 (特許法)	第5条:(1) 第4条の適用上、発明の開示は、これが当該特許出願の出願日前6月以内に次に掲げるものの直接的又は間接的結果として生じたものであるときは、無視される。 (a) 当該出願人又はその前権利者との関係における明らかな濫用、又は、 (b) 当該出願人又はその前権利者が、1928年11月22日パリで署名され、1972年11月30日の議定書によって最後に改正された国際博覧会に関する条約(Trb.1973.100)に定める条件内の公の又は公に認められた国際博覧会において当該発明を展示したという事実。ただし、当該出願人は、その出願の出願時に当該発明がそのような展示を受けたことの宣言を行い、かつ行政命令の定める期間内に行政命令の規定に従ってその証明を提出することを条件とする。 (2) オランダにおける博覧会の承認は、経済大臣が与える。オランダ領アンチル諸島における博覧会の承認は、オランダ領アンチル諸島政府が与える。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Netherlands, Kingdom of the (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1994年12月13日改正 1995年4月1日施行(ただし、優先権の延長及び非任意ライセンスの基準に関する規定は1996年1月1日施行)(特許法)	第5条 (1) 第4条の適用上、発明の開示は、これが当該特許出願の出願日前6月以内に次に掲げるものの直接的又は間接的結果として生じたものであるときは、無視される。 (a) 当該出願人又はその前権利者との関係における明らかな濫用、又は (b) 当該出願人又はその前権利者が、1928年11月22日にパリで署名され、1972年11月30日の議定書によって最後に改正された国際博覧会に関する条約(Trb.1973.100)に定める条件内の公の又は公に認められた国際博覧会において当該発明を展示したという事実。ただし、当該出願人は、その出願の出願時に当該発明がそのような展示を受けたことの宣言を行い、かつ行政命令の定める期間内に行政命令の規定に従ってその証明を提出することを条件とする。 (2) オランダにおける博覧会の承認は、経済大臣が与える。オランダ領アンチル諸島における博覧会の承認は、オランダ領アンチル諸島政府が与える。
欧州	Norway, Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○	1996年1月1日改正(特許法)	第2条(後段):特許は、当該発明がその出願前6月以内に公衆の利用することのできるようにされた事実がある場合にも、次の事実には拘らず与えることができる。 (1) 出願人又はその前主に対する明らかな濫用、又は、 (2) 1928年11月22日にパリで作成された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公の又は公に認められた国際博覧会における出願人又はその前主によるその発明の展示。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Norway, Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			2007年6月29日法律第80号により改正された1967年12月15日法律第9号2008年1月1日施行(特許法)	第2条 特許は、その特許出願日前に知られていた事柄に照らして新規な発明であり、かつ、これらと本質的に異なるものにより付与することができる。書面、口述、実施若しくはその他の方法により公衆に利用可能とされたすべての事柄は公知であるとみなされる。特許出願日前にノルウェーでされた特許出願の内容も、その出願が第22条の規定に従い公衆に利用可能とされる場合は、公知のものとなされる。そのような出願の内容との関係では、発明が公知の事柄と本質的に異ならない限りは、発明が公知の事柄と本質的に異ならないとする第1段落の要件は適用されない。 第3章にいう出願は、第29条及び第38条に示される場合においてノルウェーでされる出願と同一の効果を有する。 発明は特許出願日前に公知の事柄との関係では新規なものではない旨の第1段落の要件は、第1条第6段落にいう方法の何れかに関連して当該物質又はその当該物質の組成物を使用することが知られていない限り、その方法に既知の物質又は既知の組成物を使用することに特許を付与することを妨げない。 発明がその出願前6月以内に次の何れかの事由によって公衆に利用可能とされている事実によらず、当該発明に特許を付与することができる。 (1) 出願人又はその前権原者に対する明らかな濫用、又は (2) 1928年11月22日にパリで作成された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公式又は公認の国際博覧会における出願人又はその前権原者による当該発明の展示
欧州	Poland, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日								○			1984年の法律改正による発明活動に関する法律	第11条:ある解決は特許取得の優先権を決定する日前にそれが専門家にその応用の為の十分なデータを提供するような仕方でも公衆に利用可能—とりわけ、公告、公の実施、公の博覧会での公の展示等により—とならなかったときは、新規なものとする。 第24条:(1)特許及び発明者証を受ける優先権はポーランド又は外国における公の博覧会に発明が展示された日に従って定める。但しその日から6ヶ月以内に特許庁に出願が提出されることを条件とする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Poland, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○			2007年6月29日改正の産業財産法	第15条:(1) 特許、保護の権利又は登録による権利を取得する優先権は、それに係わる発明、実用新案又は意匠が、ポーランド又は世界の何れかの国での、公式又は公認の博覧会において展示された日を基準として、関連する国際協定に定められている条件に基づいて決定されるが、特許、実用新案又は意匠の出願が、その後当該展示日から6月以内に、特許庁にされていることを条件とする。
欧州	Portuguese Republic (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月又は 期限無し	出願日			●			◎	◎		●	1995年1月24日改正法律第16/95号(工業所有権法)	第52条(対抗できない開示):次に掲げるものは、発明の新規性を阻害しない。 (1) (a) 学術的協会若しくは技術的専門家の集団に対して、又はポルトガルの若しくは国際的な競技、展示会、見本市であって、同盟国において公的であるか若しくは公的に認められたものに対してなされる伝達、ただし、ポルトガルにおいて12月以内に該当する特許の出願が行われることを条件とする。 (b) 発明者若しくはその承継人に関する明白な濫用、又は国家工業所有権庁によって不当になされた公開に起因する開示。 (2) (1)(a)の規定は、出願人が出願に際して、発明が実際にその条件に従って開示されたことを申し立てる場合に限り、適用される。 (3) 出願人は、出願日から4ヶ月が経過する前に、その申立について証明を提出しなければならない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定 の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図 しない 第三者の 開示	出願人の 意図 した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Portuguese Republic (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月 又は 期限無し	出願日			●			◎	◎		●	1995年1月24日法律第16/95号改正 1995年6月1日施行(産業財産法)	第52条 対抗できない開示 (1) 次に掲げるものは、発明の新規性を阻害しない。 (a) 学術的協会若しくは技術的専門家の集団に対して、又はポルトガルの若しくは国際的な競技、展示会、見本市であって、同盟国において公的であるか若しくは公的に認められたものに対してなされる伝達。ただし、ポルトガルにおいて12月以内に該当する特許の出願が行われることを条件とする。 (b) 発明者若しくはその権原の承継人に対する明白な濫用、又は国家工業所有権庁によって不当になされた公開に起因する開示 (2) 前項(a)の規定は、出願人が出願に際して、発明が実際にその条件に従って開示されたことを申し立てる場合に限り、適用される。 (3) 出願人は、出願日から4月が経過する前に、その申立について証明を提出しなければならない。
欧州	Romania (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎								1991年10月11日改正法律第64号 (特許法)	第8条:発明は、技術水準の一部を構成しなければ、新規とされる。技術水準とは、特許出願が登録された日又は認められた優先日まで公衆に利用可能となったすべての知識を含む。 開示は、発明者又はその継承人によってなされ、かつ特許出願が登録された日か又は認められた優先日の前12月以内になされた時は、考慮されない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Romania (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○			2007年改正の特許法	第11条 第10条の適用に際しては、発明の開示は、それが特許出願前6月以内になされたものであり、かつ、次の事項を理由とする又はその事項の結果である場合は、考慮されないものとする。 (a) 出願人又はその法律上の前主に対する明白な濫用、又は (b) 出願人又はその法律上の前主が、1928年11月22日にパリにおいて調印され、その後の改正を含む「国際博覧会に関する条約」の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会においてその発明を開示したという事実 第1段落(b)の規定は、出願人がその特許出願の時にその発明が現実に展示されていたことを陳述し、かつ、その陳述を裏付ける書類を本法の施行規則に規定する期限内に、かつ、同規定する条件に基づいて提出する場合に限り適用される。
欧州	Russia (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○		○	○					1992年ロシア連邦特許法	第4条(1)(後段): 出願で保護が求められている発明の特許性に影響を与えるであろう情報の公開が、当該出願日前6ヶ月以内に、その発明者若しくは出願人により、又はそれらの者から直接に若しくは間接にその情報を得た者により、その情報が公開された場合には特許性に影響を与えない。上記の場合の立証責任は出願人側にある。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Russia (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○		○	○					2003年2月7日 連邦法第22-FZ号により改正された1992年9月23日第3517-1号 2003年3月11日 施行(特許法)	第4条 発明の特許要件 (1) 物(たとえば装置、物質、微生物の株、植物若しくは動物の細胞培養物)又は製法(物的手段を用いて有形物に影響を及ぼす製法)に関する何れかの分野における技術的解決は、発明として保護される。 発明は、それが新規なもので、進歩性を有し、かつ産業上利用可能なものであるときは、法的保護が与えられる。 発明は、先行技術によって予測されないときは、新規なもののみなされる。 発明は、技術水準からみて、当該技術の熟練者に自明でないときは進歩性を有する。 技術水準は、当該発明の優先日前に、世界の何れかの場所において公開され、公衆に入手可能とされた情報のすべてからなる。 発明の新規性を判断する場合、技術水準には、他の出願人がロシア連邦に出願した発明及び実用新案に係る出願であって、先の優先権を有し、その出願書類を本法第21条(6)又は第25条の第2文に基づいて何人も閲覧することができるもの、並びにロシア連邦において特許を受けた発明及び実用新案も含む。 発明は、工業、農業、公衆衛生及び経済のその他の部門において実施可能なときは、産業上利用可能なものとみなす。 発明者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示であって、発明の本質に関する情報を公衆に入手可能にしたものは、当該発明が情報開示から6月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に出願されていたときは、当該発明の特許性を失うものとはみなされない。 (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	【続き】Russia (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○		○	○					2003年2月7日 連邦法第22-FZ号により改正された1992年9月23日第3517-1号 2003年3月11日施行(特許法)	(続き) 前記の場合の立証責任は、出願人側にある。 (2) 次に掲げるものは、本法に基づいて特許を受けることができる発明とは認めない。 － 発見並びに科学的理論及び数学的方法 － 審美的要求を充たすことを意図した、製品の外觀のみに関する提案 － ゲームの規則及び方法、知的又は事業の活動 － コンピュータ・ソフトウェア － 情報の提示に関する提案 現規則は、発明に対する特許付与を求める出願において上記内容そのものに言及する場合にのみ、上掲のものを発明とみなしてはならないということを意味する。 (3) 次に掲げるものは、本法に基づいて特許を受けることができる発明とは認めない。 － 植物品種及び動物品種 － 集積回路の回路配置 － 公共の利益、人道的原則又は道徳に反する提案
欧州	San Marino, Republic of (H11年調査結果)	—	イタリア特許	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		1939年サンマリノ・イタリア友好善隣条約によりイタリア法を適用	(a)出願人またはその前権利者の利益を害する明らかかな不当な行為に起因する開示。 (b)出願人またはその前権利者による公に認められた国際博覧会での公表。	
欧州	San Marino, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○	○						2005年工業所有権法	第3条 4. 上記第2項を適用する際に、出願日または適用可能な優先日に先立つ6ヶ月以内に、出願者またはその法律上の前権利者に関する行為の結果、あるいは出願者またはその法律上の前権利者に対する第三者の濫用によって発明が公開された場合は、発明が公開されたものとみなさない。	
欧州	Serbia, Republic of (H11年調査結果)	—															

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Serbia, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		2004年特許法	新規性が損なわれない発明の開示第9条 発明がすでに技術水準の一部を構成していた場合であっても、それが出願日前6ヶ月以内のことであり、且つ次の事項の結果であれば、この発明は新規であると見なす。 (1)出願人またはその法律上の前権利者にかかる明白な濫用 (2)出願人またはその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで締結され、1972年11月30日に改正された国際博覧会に関する条約に定められ公認の博覧会で展示したこと。その場合、出願人は、出願時に当該発明が展示されたことを宣言し、出願日から4ヶ月以内に適切な証明書を提出するものとする。
欧州	Slovak Republic (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (公用)	6ヶ月	出願日			○					○		1990年11月27日改正チェコスロバキア律第527号(チェコの法律ではない)	第5条(新規性):(4)発明は、開示が出願前の6ヶ月以内に行われ、かつその理由が次のものであるか又は次のものの結果である場合は、技術水準を構成するものとみなさない。 (a)出願人又はその法律上の前権利者にかかる明白な濫用、 (b)出願人又はその法律上の前権利者が、関連条約にいう公の又は公に認められた国際博覧会で当該発明を展示したこと。その場合、出願人は、出願時に、当該発明が展示されたことを宣言し、かつその宣言の裏付のために出願日から4ヶ月以内に当該発明が前記国際条約の規定に従って展示されたことを証する証明書を提出するものとする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Slovak Republic (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○		スロバキア特許法 法令集法律第402/2002号によつて改正された特許、補充的保護証明書及び一部法律の改正に関する法令集法律第435/2001号 2001年11月1日施行(2002年7月1日施行の第IV部及び第V部を除く。)	第7条: (4) 上記の発明の開示は、そのような開示が特許の出願日前6月以内にされたものであり、かつ、直接又は間接に次に掲げる事由の何れかにより生じた場合は技術水準とはみなされない。 (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用 (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、国際条約に定義される公の又は公に認められた国際博覧会で当該発明を展示したこと。その場合、出願人は、出願時に、当該発明が展示されたことを宣言し、かつ、出願日から4月以内に当該発明が国際条約に従って展示されたことを証する証明書を提出する。
欧州	Slovenia, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎			◎	1993年5月29日の改正による1992年3月20日の工業所有権に関する法律	第10条:ただし発明の新規性の評価に影響を与えることのある現状の技術分野に関する情報は、それが以下の者により公衆に利用可能である場合、審理されない。 1.発明者自らが公表するか、又は他の方法で公衆に提供したもの 2.公衆の利用可能となっていない同一の発明者による他の特許出願、又は発明者から知られず、若しくはその同意なく、かかる情報を直接若しくは間接を問わず取得している第三者による出願 3.直接又は間接を問わず、発明者からその情報を取得していた第三者の行為本状第一項は、その情報が出願日又は優先日の12ヶ月前よりも後に公衆に利用可能となっていた場合にのみ適用される。	
欧州	Slovenia, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○	2001年5月23日制定、2006年2月6日改正の工業所有権法	13条 新規性が損なわれない開示 (1) 出願日前の6ヶ月間になされた発明の開示が次の事項に該当する場合、12条の規定は適用されない。 (a) 出願人またはその法律上の前権利者にかかる明白な濫用が行われた場合、または、 (b) 出願人またはその法律上の前権利者が当該発明を62条に規定の公または公認の博覧会で展示した場合、または、 (2) 前記(1)(b)の適用を受けようとする者は、出願時に62条に規定する証明書を提出するものとする。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Spain, Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○	○	1998年7月31日改正(1986年特許法)	第7条:技術水準を決定するに当っては、発明の開示が工業所有権登録庁における出願日前の6月以内に為され、かつ次の(a)乃至(c)の事項の直接又は間接的な結果であるときは、これらの開示は考慮されない。 (a) 出願人又は法律上の前主に対する明らかなる乱用であるとき、 (b) 出願人又は法律上の前主が発明を公的又は公的なものとして認定された博覧会に出展したとき、この場合、出願人は出願の際に発明の出展に関し宣言し、かつ宣言を裏付けるため実施細則に定められた期間及び条件の下で相応の証明書を提出しなければならない。 (c) 出願人又は法定の前主によりなされた試験又は実験。ただし、これらは発明に関して実施又は商業的提供でないことが前提となる。
欧州	Spain, Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○	○	1998年12月30日法律第50/1998号改正 1999年1月1日施行(特許法)	第7条 技術水準を決定するに当たっては、産業財産登録庁における出願日前の6月以内に発明の開示が行われ、かつ、それが次によるか又はその結果である場合は、当該発明の開示は考慮されない。 (a) 出願人又は法律上の前任者に対する明らかな濫用 (b) 出願人又は法律上の前任者が発明を公式の若しくは公認の博覧会に出展した事実 出願人は、出願の際に、発明が現実に出展された旨を宣言し、かつ、その陳述を裏付けるため、規則に定める期間内及び条件に基づき相応の証明書を提出しなければならない。 (c) 出願人又は法律上の前任者が実施した試験。ただし、これらは発明を実施し又は販売目的で当該発明を提供したものでないことを条件とする。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Sweden, Kingdom of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○			1994年12月16日改正法律第1994:1511号(特許法)	第2条(後段):特許は、特許出願前6月以内にその発明が次に掲げるいずれかの理由により公衆に利用可能なものとなったにもかかわらず、これに与えることができる。 (1) その出願人又はその前権利者に対する明白な違法行為の結果、 (2) その発明が1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公の又は公に認められた国際博覧会においてその出願人又はその承継人によって展示された結果。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
欧州	Sweden, Kingdom of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			1967年第837号 2000年12月7日 法律第1158号 改正 2001年1月1日 施行(特許法)	第2条 特許は、特許出願日前に知られていたものに対して新規な発明であつて、かつ、それとは本質的に異なるもののみ付与することができる。書面により、講演により、公然の実施により又はその他によって公衆に利用可能なものとされた一切のものは、知られているものとみなす。また、前記出願日前にスウェーデンで行われたある特許出願の内容も、当該出願が第22条の規定により公衆に利用可能なものとなるときは、知られているものとみなす。ただし、発明が特許出願日前に知られていたものとは本質的に異なるものでなければならぬとする第1段落の条件は、当該出願の内容については適用しない。 第2段落の適用に際し、第3章又は第11章にいう出願が、ある一定の場合に、スウェーデンで行われた特許出願と同一の効果を有するものとする規定は、第29条、第38条及び第87条に見出すことができる。 発明が新規なものでなければならぬとする第1段落の規定は、第1条第3段落にいう方法に使用される既知の物質又は物質の既知の組成物に特許を付与することを妨げるものではない。ただし、当該物質又は組成物の使用がこの種類の方法において知られていないことを条件とする。 特許は、特許出願前6月以内に当該発明が次に掲げる何れかの理由により公衆に利用可能なものとなつていたとしても、付与することができる。 (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用の結果であること、又は (2) 当該発明が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公式の又は公式に認められた国際博覧会において、出願人又はその前権利者によって展示されたこと。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Swiss Confederation (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1996年1月1日 施行(特許法)	第7b条:ある発明が出願日又は優先日前6月以内に公衆の利用に供せられた場合においても、それが次の事項の直接若しくは間接の結果であるときは、その開示は、技術水準に含まれることはない。 (a) 出願人若しくはその前主に対する明白な背信行為、又は、 (b) 出願人若しくはその前主が国際博覧会に関する1928年11月22日の条約の趣旨に該当する公の若しくは公に認められた博覧会にその発明を展示した事実(前記の者が出願の際この事実を申告し、かつ、所定の期間内に十分な補強証拠を提出することを条件とする。)
欧州	Swiss Confederation (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1996年1月1日 施行(特許法)	第7b条 ある発明が出願日又は優先日前6月以内に公衆の利用に供せられた場合においても、それが次の事項の直接若しくは間接の結果であるときは、その開示は、技術水準に含まれることはない。 (a) 出願人若しくはその前主に対する明白な背信行為、又は (b) 出願人若しくはその前主が国際博覧会に関する1928年11月22日の条約の趣旨に該当する公の若しくは公に認められた博覧会にその発明を展示した事実(前記の者が出願の際この事実を申告し、かつ、所定の期間内に十分な補強証拠を提出することを条件とする。)
欧州	Tajikistan, Republic of (Eurasian) (H11年調査結果)	—	特許制度無し													特許法作成中。暫定規則により出願のみ	
欧州	Tajikistan, Republic of (Eurasian) (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	開示日		○		○	○						6条 発明の特許要件 発明に関する情報が出願人(著作者)、または当該発明に関する情報を直接的または間接的に得た第三者により公表され、結果として権利が生じていない場合、情報が公開された日より6ヶ月以内に当該発明の特許出願がされれば特許要件には影響しない。これにかかる証明責任は出願人が負う。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	Turkmenistan (H11年調査結果)	—															
欧州	Turkmenistan (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	開示日		◎		◎	◎						第4条 特許要件 4 発明に関する情報が出願人(著作者)、または当該発明に関する情報を直接的または間接的に得た第三者により公表された場合、情報が公表された日より12ヶ月を越えずに当該発明の特許出願がされれば公表の事実の特許要件の認定には影響しない。これにかかる証明責任は出願人が負う。
欧州	Ukraine (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				発明及び考案の権利の保護に関する法律	第6条(発明の特許要件):5. 発明に関する情報開示は、発明者又は発明者から直接又は間接的に当該情報を得た者による場合、特許庁への出願日前又は優先日が主張されるときは優先日前の12ヶ月間は、発明の特許性に影響しない。この場合情報開示の状況を説明する責任は、本項の適用により利益を享受する者にある。	
欧州	Ukraine (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎			2003年5月22日法律第850-IV号改正2003年6月25日施行特許法	第7条 発明、実用新案に関する特許性の要件 (1) 発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有しているときは、その発明は特許要件を満たす。 (2) 実用新案が新規性及び産業上の利用可能性を有しているときは、その実用新案は特許要件を満たす。 (3) 発明(実用新案)が技術水準の一部を構成していないときは、その発明は新規であるとみなす。発明の新規性を決定するとき、技術水準の一部である諸対象は、個別的にのみ考慮するものとする。 (4) 技術水準は、教育科学省に対する出願日前又は優先権が主張されているときは優先日前に、何れかの場所において、公衆が利用できるようにされていた全てのものを含むものとする。 (続く)		

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
欧州	【続き】Ukraine (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎					2003年5月22日 法律第850-IV 号改正2003年6 月25日施行特 許法	(続き) (5) 技術水準はまた、ウクライナにおいてされた特許の付与を求める出願(ウクライナが指定国とされている国際出願を含む。)の最初の提出時に記載されていた出願の内容を含むものとする。ただし、その出願日(優先権が主張されているときは、その優先日)が、(4)で言及した日より前であること及びこの日以後にその出願が既に公開されていたことを条件とする。 (6) 特許性を有するものとしての発明(実用新案)の承認は、教育科学省に対する出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前12月以内に発明者、又は発明に関する情報を直接又は間接に発明者から取得した者が、行った、発明(実用新案)に関する情報の開示には左右されない。この事情においては、当該規定を適用しようとする者は、情報の開示に係る状況を証明する義務を負う。 (7) 発明が当該技術の熟練者にとって自明でない場合、すなわち、発明が技術水準から生じることが明らかでない場合は、その発明は、進歩性を有するものとする。(5)に記載した出願の内容は、進歩性を評価するときは、考慮に入れてはならない。 (8) 発明(実用新案)が産業又はその他の活動分野において実施可能である場合は、その発明(実用新案)は、産業上の利用可能性を有するものとする。
欧州	Uzbekistan, Republic of (H11年調査結果)	—	不明	不明												暫定規定は有るが正式な特許法は準備中	
欧州	Uzbekistan, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	開示日		○		○	○					特許、実用新案および工業デザイン法 2002年	第6条 特許要件 発明に関する情報が発明者、出願人、または当該発明に関する情報を直接的または間接的に得た第三者により公表された場合、情報が公表された日より6ヶ月を越えずに当該発明の特許出願がされれば公表の事実の特許要件の認定には影響しない。これに関する事実証明の義務は発明者と出願人が負う。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
北米	America, United States of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎									1995年11月1日改正合衆国法典第35巻—特許	第102条(特許要件;新規性及び特許を受ける権利の喪失):(b) 米国における特許出願日より1年を超える以前に、その発明が、本邦又は外国において特許され、あるいは刊行物に記載されていた場合、又は本邦において公然用いられあるいは販売されていた場合。 (d) 米国における特許出願前に、その発明が外国において出願人又はその法定代理人あるいは承継人により、米国における特許出願日より12ヶ月を超える以前に提出された特許出願又は発明者証の出願に基づいて、最初に特許されたか又は特許される状態になったかあるいは発明者証の主題となった場合。
北米	America, United States of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎									合衆国法典第35巻(35 U.S.C.)—特許 2005年8月8日改正(特許法)	第102条 特許要件;新規性及び特許を受ける権利の喪失 次に該当する場合を除き、何人も特許を受ける権原を有する。 (a) その発明が、当該特許出願人による発明の前に、合衆国において他人に知られ若しくは使用されたか、又は合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは印刷刊行物に記載された場合、又は (b) その発明が、合衆国における特許出願日前1年より前に、合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは刊行物に記載されたか、又は合衆国において公然実施され若しくは販売された場合、又は (c) 当該人がその発明を放棄している場合、又は (d) その発明について、出願人又はその法定代理人若しくは譲受人により、外国において、合衆国における特許出願日前に、合衆国における出願日より12月以上前に提出された特許出願又は発明者証出願に基づいて、最初に特許が取得されたか若しくは取得されるように手続がされたか、又は発明者証の主題とされた場合、又は (続く)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
北米	【続き】America, United States of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎									合衆国法典第35巻(35 U.S.C.) -特許 2005年8月8日 改正(特許法)	(続き) (e) その発明が、次のものに記載された場合 (1) 当該特許出願人による発明の前に合衆国において他人によってなされ、第122条(b)に基づいて公開された特許出願、又は (2) 当該特許出願人による発明の前に合衆国において他人によってなされた特許出願に対して付与された特許。ただし、第351条(a)において定義される条約に基づいてなされた国際出願は、当該出願が合衆国を指定国としており、同条約第21条(2)に基づいて英語によって公開された場合に限り、本項の適用上、合衆国においてなされた出願の効果有する。又は (f) 当該人自身が、特許を得ようとする主題を発明していなかった場合、又は (g)(1) 第135条又は291条に基づいて行われるインターフェアレンスにおいて、それに係る他の発明者が、第104条によって許容される限りにおいて、当該人の発明前に、その発明が当該他の発明者によって行われており、かつ、それが放棄、隠匿若しくは隠蔽されていなかったこと、又は(2) 当該人の発明前に、その発明が合衆国において他の発明者によって行われており、かつ、その発明者が放棄、隠匿若しくは隠蔽していなかったこと、を証明する場合は、それぞれの発明の着想日及び実施化の日のみならず、その発明を最初に着想し最後に実施することになった者による、前記他人による着想の日からの合理的精励も考慮されなければならない。
北米	Canada (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎		◎	◎						1996年9月18日 改正(特許法)	第28.2条(1)(クレームされた構成要件が先に開示されていないこと):カナダ特許出願(以下継続中の出願と称する)のクレームで特定された構成要件は、以下の開示がなされていないことを必要とする。 (a) 出願日より1年を超える前に、出願人又は出願人から直接的と間接的とを問わず知った者が、カナダ若しくは他の場所において、その構成要件が公に知られるようにした開示。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
北米	Canada (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎					特許法2005年c.18により改正	第28.2条 クレームの主題が先に開示されているはならない (1) カナダ特許出願(以下「係属中の出願」と称する)におけるクレームで特定された主題は、次の開示がされていないことを要する。 (a) 出願日より1年を超える前に、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者により、カナダ又は他の場所において、その主題が公衆の利用に供される方法でされた開示
中南米	Antigua and Barbuda (H11年調査結果)	—															
中南米	Antigua and Barbuda (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎							2003年特許法	第3条 発明の特許要件 (4) (3)項を適用するに際して、出願日または優先日の前12月以内に、出願人またはその前権利者行われた行為またはその結果、もしくは出願人またはその前権利者にかかる第三者による濫用またはその結果は考慮しない。
中南米	Argentine Republic (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎					◎			1995-1996年の特許および実用新案に関する法律	(a)出願人または筆頭継承人によって何らかの通信手段によって開示された発明 (b)発明者または筆頭継承人によって国内または外国の展示会に展示された発明であって、特許出願時に宣誓書を提出したもの
中南米	Argentine Republic (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎					◎			1995-1996年の特許および実用新案に関する法律	第5条 発明の公開は、出願日または適切と考えられる優先日に先立つ1年以内に、発明者もしくはその相続人が何らかの伝達手段によって知らせた場合、あるいは国内外の展示会にて展示を行った場合には、新規性に影響を及ぼさない。ただし、この法律の規定に従ってそのことを証明する書類を出願書類に添付しなければならない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Brazil (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎					◎	1996年5月14日改正法律第9,279号(工業所有権法)	第12条:特許出願日又は優先権主張日前の12月間に、発明又は実用新案の開示が、次の者によって行われた場合は、技術水準を構成しないものとみなされる。 (a) 発明者による場合、 (b) 発明者から得た情報又は発明者が行った行為の結果に基づき、発明者の同意なくされた特許出願がINPIにより公開された場合、又は、 (c) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者が行った行為の結果に基づき、他者による場合。 ※開示は特許出願
中南米	Brazil (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	開示日		◎		◎					◎	2001年2月14日施行(2001年法律第10,196号)	第12条 発明又は実用新案の開示は、その特許出願の出願日又は優先日前12月間に、次の者によってなされた場合は、技術水準であるとみなされない。 (I) 発明者によるもの (II) 国家産業財産権庁(Instituto Nacional da Propriedade Industrial (National Institute of Industrial Property), 以下「INPI」と略称する。)が、発明者から取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として、発明者の同意を得ることなくされた特許出願を公開したことによるもの (III) 第三者によるものであって、発明者から直接若しくは間接に取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として生じたもの 補項 INPIは、規則に定めた条件に基づき、発明者に対し、証拠添付の有無に拘らず、開示に関する陳述書を提出するよう要求することができる。 ※開示は特許出願
中南米	Bahamas, Commonwealth of The (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日										1965年工業所有権法第85	第4条(新規性): (3) 発明は、当該特許出願の提出前6ヶ月以内に発明者又はその継承人がこの項の目的のため登録官が認定した博覧会に当該発明を展示したという事実のみによって公衆に利用可能なものとされたものと認めなければならない。
中南米	Bahamas, Commonwealth of The (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日										1965年工業所有権法第85	第4条(新規性): (3) 発明は、当該特許出願の提出前6ヶ月以内に発明者又はその継承人がこの項の目的のため登録官が認定した博覧会に当該発明を展示したという事実のみによって公衆に利用可能なものとされたものと認めなければならない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Barbados (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (刊行物)、 国内公知、 公用	12ヶ月	出願日		◎	◎							1984年工業所有権法(改正)第1984-20号によって改正された1981年12月21日特許法1981-55号	第11条(先行技術):(2)発明の公衆への開示は上掲(1)(a)にいう特許出願に関しては、その開示がその特許出願がなされた日に先立つ1年の期間内になされ、且つその開示が当該出願人又は当該出願人の後主による行為の結果、またはこれらの者の権利の侵害の結果であったときは考慮しない。
中南米	Barbados (H22年調査結果)	有	有	世界公知 (刊行物または口頭による発表または他のいかなる手段によっても)	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎							2001年特許法	第8条 (3)新規性の喪失の判定に際して、以下の開示は考慮しない。 (a)出願日または優先日の前12月以内に行われ、且つ (b)出願人またはその前権利者による行為、もしくは出願人または前権利者にかかる第三者の濫用の結果としての開示
中南米	Belize (H11年調査結果)	—															
中南米	Belize (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎							2000年特許法	第9条 新規性 (3) (2)項の適用に際しては、出願日または優先日の前12月以内になされた以下の行為は考慮しないものとする。 (a)出願人またはその前権利者による開示、または (b)第三者による濫用
中南米	Bolivia, Plurinational State of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	特許、産業上の秘密、実用新案、工業意匠、標章、商業上の標語及び原産地名に関する決定第344号(カルタヘナ協定)	(a)出願人又は権原承継人による発明の開示 (b)工業所有権庁による発明の開示であって、(i)特許出願の内容を適用条項に違反した公開、(ii)出願人又は権原承継人から直接又は間接的に係る情報を取得した第三者による出願の公開 (c)発明者または権原承継人との関係における明らかな悪用に起因する発明の開示 (d)出願人又はその権原前任者が公に認められた展示会又は見本市で開示した事実 (e)学術上若しくは調査上の目的で出願人又は権原前任者が発明の継続のために発明の公開が必要だったとの事実起因する開示

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Bolivia, Plurinational State of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎					2000年改正工業所有権に関する共通規則 (アンデス共同体委員会決定486号)	アンデス共同体(Anean Community)の項を参照
中南米	Colombia, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎	◎	特許、産業上の秘密、実用新案、工業意匠、標章、商業上の標語及び原産地名に関する決定第344号(カルタヘナ協定を国内)	第2条(後段):この上の規定にもかかわらず特許出願の1年以内になされた開示れが(a)出願人又はその継承人を害するような不法行為、例えば、設計図その他の文章の剽窃、発明者の代理人、協力者若しくは被用者の不行跡若しくは不誠実又は産業スパイ等 (b)出願人又はその承継人がある加盟国において公に認められ若しくは公に開催された博覧会の会期中既に当該発明を展示した事又はその発明の産業上の利用可能性を立証するため実験を行った事実の結果であるときは、新規性喪失を構成することはない。	
中南米	Colombia, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				2000年改正工業所有権に関する共通規則 (アンデス共同体委員会決定486号)	アンデス共同体(Anean Community)の項を参照	
中南米	Costa Rica (H11年調査結果)	—	有 (他に再登録特許制度)	世界公知	6ヶ月	出願日							○		1896-1953年の工業所有権法	(a)コスタリカで開かれた公式の博覧会での開示。 (外国特許に関しては国内で公然実施されていないものは確認特許を受けられる)	
中南米	Costa Rica (H22年調査結果)	無	有 (他に再登録特許制度)	世界公知	6ヶ月	出願日							○			コスタリカで開かれた公式の博覧会での開示。 (外国特許に関しては国内で公然実施されていないものは確認特許を受けられる)	
中南米	Chile (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日								◎	1991年1月24日の工業に関する諸権利および工業所有権の保護に適用すべき規則を定める法律	(a)実験目的の実施の場合1年間に限り、保護証明又は仮特許を請求することができる。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等				
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等		
中南米	Chile (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	開示日			◎					◎	◎		2006年6月20日の工業に関する諸権利および工業所有権の保護に適用すべき規則を定める法律	第42条 出願日に先立つ12ヶ月以内になされた発明の公開は、その発明の特許出願者によってなされた場合、あるいは出願者に認可された場合、あるいは出願者に由来する場合、もしくは濫用や不正に関係するか由来していると出願者またはその前権利者が申し出た場合、発明の新規性を決定する際には考慮されない。	
中南米	Cuba, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日								○			1983年発明、科学的発見、工業意匠、商標、原産表示に関する法律	(a)政府の又は政府が認めた国際博覧会における出願人の発表	
中南米	Cuba, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日								○			1983年発明、科学的発見、工業意匠、商標、原産表示に関する法律	政府のまたは政府が認めた国際博覧会における出願人の発表	
中南米	Dominica, Commonwealth of (H11年調査結果)	—																	
中南米	Dominica, Commonwealth of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎									1999年特許法	第9条 (3) (2)項を適用するに際して、出願日または優先日の前12ヶ月以内に行われた以下の行為またはその結果による開示は、これを考慮しない。 (a)出願人またはその前権利者による行為 (b)出願人または前権利者にかかる第三者による濫用
中南米	Dominican Republic (H11年調査結果)	—	再登録特許制度		外国特許の存続期間													1911-1957年特許法	外国特許に関しては国内で公然実施されていないものはいつでも確認を受けられる
中南米	Dominican Republic (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日		◎	◎	◎	◎							2000年工業所有権法	第5条 新規性 3) 技術水準を決定するに際しては、ドミニカ共和国での出願日から1年以内になされた開示が出願人または後継人の行為の直接的または間接的な結果、前記出願人または前記譲受人、前記出願人または前記譲受人に対する背信行為、契約違反、不法行為の間接的または直接的な結果である場合は、これを考慮しない。
中南米	Ecuador, Republic of (H11年調査結果)	—																	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Ecuador, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎					2000年改正工業所有権に関する共通規則(アンデス共同体委員会決定486号)	アンデス共同体(Anean Community)の項を参照
中南米	El Salvador, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						1993年7月15日の法律第604号(知的財産権の奨励及び保護に関する法律)	第113条(後段):新規性喪失の目的で当該国内出願の出願日の1年前に又は場合によりそれに基づく優先権が主張されている出願の出願日の前の1年間に生じた開示は、該開示が発明者自らの若しくはその権利継承人の行った行為、又は彼らに対して行われた信用の乱用、契約違反若しくはその他の不法行為の直接若しくは間接の結果生じたものである場合は、これを考慮しない。	
中南米	El Salvador, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				2005年12月14日の法律第912号(知的財産権の奨励及び保護に関する法律)	新規性の損失を判断するに際して、出願日または優先日の前1年以内になされた開示が出願人または後継人の行為の直接的または間接的な結果、前記出願人または前記後継人、前記出願人または前記譲受人に対する背任行為、契約違反、不法行為の間接的または直接的な結果である場合は、これを考慮しない。	
中南米	Grenada (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知	英国特許の付与から3年										1898年第4号及び1924年第14号特許令	(英国特許および英国を指定国とする欧州特許の再登録)	
中南米	Grenada (H22年調査結果)	無	再登録特許制度	国内公知	英国特許の付与から3年	—									1898年第4号及び1924年第14号特許令		
中南米	Guatemala, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月			◎	◎						1986年の特許、実用新案及び工業的デザイン・雛形に関する政令153-85号	(a)出願人又はその法的継承人の行為から又は(b)契約不履行若しくは不法行為から直接又は間接に生じた発明の公表	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Guatemala, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						◎	2000年工業所有権法	第94条 技術水準を決定する際には、出願日または優先日に先立つ一年以内に、出願者もしくはその権利相続人、あるいは第三者の契約違反、それらに対する違法行為の直接間接の結果として生じた公開は考慮されない。 また、外国の工業所有権官庁によって書かれた文書によって当該特許を受ける資格のない者による特許出願によって特許授与の過程で(発明の)公開が生じた場合、または工業所有権官庁が負うべき誤りによって公開が生じた場合も、公開したものは見なされない。
中南米	Guyana, Republic of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知	英国特許の付与から3年											1938年特許及び意匠布告第342章	(英国特許および英国を指定国とする欧州特許の再登録)
中南米	Guyana, Republic of (H22年調査結果)	無	再登録特許制度	国内公知	英国特許の付与から3年	—										1938年特許及び意匠布告第342章	
中南米	Haiti, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎									1922-1924年特許法	(a)発明の最初の発表、販売または公然実施。 (b)最初の外国特許の付与。
中南米	Haiti, Republic of (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		●							◎	1922-1924年特許法	第3条 特許状の交付は、以下のいずれかの理由により拒否できる。 発明または発見が、出願者による発明日より前にどこかの国で公表された場合。 発明または発見が、ハイチへの登録出願日に先立つ1年以内にどこかの国で登録、公表または記録された場合。 発明または発見が、ハイチへの登録出願日に先立つ1年以内に公然使用または販売された場合。
中南米	Honduras, Republic of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	世界公知	外国特許の存続期間											1919-1976年特許法	(国内で公用を条件として輸入特許が受けられる)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Honduras, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎						◎	1999年特許法	第9条 特許権授与に際しては、ホンジュラスにおける出願日またはこの法律の第141条に則って申し出た優先日に先立つ一年以内に、出願者またはその前権利者、もしくは彼らのいずれかに対する濫用、契約違反、あるいは不正行為の直接間接の結果による(発明の)公開は考慮されない。 特許権授与の過程での工業所有権官庁による公表の結果生じた(発明の)公開は、当該特許を受ける資格のない者によって提出された出願によって公開が生じた場合、あるいは工業所有権官庁による不適切な公表によって公開が生じた場合以外は、上記の例外には含まれない。
中南米	Jamaica (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知												旧英国法が適用	(外国特許の所有者は当局に出願し特許を受けられる)
中南米	Jamaica (H22年調査結果)	無	再登録特許制度	国内公知	—	—										旧英国法が適用	(外国特許の所有者は当局に出願し特許を受けられる)
中南米	United Mexican States (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎					◎			1997年12月26日改正 (工業所有権法)	第18条:特許出願日又は、該当する場合、承認される優先日の前12月の間に発明者若しくはその権原承継者が何らかの伝達手段により、又は発明の実施により、或いは国内若しくは国際的博覧会において展示することにより当該発明を公知とした場合でも、そのような発明の開示によって新規性は失われないものとする。これに対応する出願を行う場合、本法に基づく規則に規定される方法により証拠書類を添付しなければならない。 特許出願に記載される発明についての公開及び外国官庁により与えられる特許の対象たる発明についての公開は、本条の規定には該当しない。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
中南米	United Mexican States (H22年調査結果)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎									1997年12月26日命令により改正された1991年6月25日法律1998年1月1日施行(産業財産法)	第18条 特許出願日又は、該当する場合、承認される優先日の前12月の間に発明者若しくはその権原承継者が何らかの伝達手段により、又は発明の実施により、又は国内若しくは国際的博覧会において展示することにより当該発明を公知とした場合でも、そのような発明の開示によって新規性は失われないものとする。これに対応する出願を行う場合、本法に基づく規則に規定される方法により証拠書類を添付しなければならない。 特許出願に記載される発明についての公開及び外国官庁により与えられる特許の対象たる発明についての公開は、本条の規定には該当しない。
中南米	Nicaragua, Republic of (H11年調査結果)	—	無	国内公知													1899-1968年特許法	
中南米	Nicaragua, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎						2000年特許法	第10条 出願日または優先日の前1年以内になされた開示が出願人または後継人の行為の直接的または間接的な結果、前記出願人または前記後継人、前記出願人または前記譲受人に対する背任行為、契約違反、不法行為の間接的または直接的な結果である場合には、技術水準に含まれないものとする。
中南米	Panama, Republic of (H11年調査結果)	—	無	世界公知													1996年工業所有権法	
中南米	Panama, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎						1996年工業所有権法	第13条 発明の特許性を決定するに際して、パナマにおける出願日または優先日の前12月以内になされた開示が出願人または譲受人の行為の間接的または直接的な結果、前記出願人または前記譲受人に対する背任行為、契約違反、不法行為の間接的または直接的な結果である場合には、これを考慮しない。
中南米	Paraguay, Republic of (H11年調査結果)	—	再登録 特許制度	国内公知	12ヶ月	出願日											1925-1945年特許法	(外国の特許庁が行った公表)

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Paraguay, Republic of (H22年調査結果)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎					2000年特許法	第7条 パラグアイでの特許の出願日または優先日に先立つ1年以内に、出願者もしくはその権利継承者の直接または間接の行為によって公開された発明、あるいは契約不履行や出願者またはその権利継承者に対する不法行為の結果として公開された発明は、技術水準に含まれない。
中南米	Peru, Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎	◎	◎		◎	◎	◎	特許、産業上の秘密、実用新案、工業意匠、標章、商業上の標語及び原産地名に関する決定第344号(カルタヘナ協定)	(a)出願人又は権利承継人による発明の開示。 (b)国内工業所有権庁による発明の開示であって、(i)特許出願の内容を適用規定に違反して公開した場合。 (ii)出願人又は権利承継人から直接又は間接的に当該情報を取得した第三者による開示。 (c)発明者または権利承継人に関して明白な濫用により開示。 (d)出願人又はその権利承継人が公に認められた博覧会又は見本市で開示した事実。 (e)学術的若しくは研究の目的で出願人又は権利承継人が開発を進めるのために発明の公開が必要だったとの事実起因する開示

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Peru, Republic of (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎		◎			ペルー産業財産法法律第823号 1996年5月24日施行	第24条 特許可能性判断との関係において、ペルーでの特許出願日の前1年以内又は、優先権が主張される場合は、優先日の前1年以内になされた特許内容の開示は、その開示が次の何れかに該当する場合は考慮に入れられない。 (a) 発明者若しくはその権原承継人による開示 (b) 発明者若しくはその権原承継人の特許出願内容の、所轄当局によって関係法規に違反してなされた開示 (c) 発明者若しくはその権原承継人から直接又は間接に当該内容についての情報を得た者による開示 (d) 発明者若しくはその権原承継人に対して犯された重大な濫用による開示 (e) 出願者若しくはその権原承継人が公認の博覧会又は見本市において当該発明を展示したこと、又は学術的若しくは調査上の考慮により開発を継続していくために当該発明の公表が必要と判断された場合の公表。博覧会又は見本市での展示の場合は、出願人は、その出願時に当該発明が現実に展示されたことを表明しかつその証拠を提出しなければならない。
中南米	Saint Christopher and Nevis (H11年調査結果)	—															
中南米	Saint Christopher and Nevis (H22年調査結果)	不明	無	—	—	—											
中南米	Saint Lucia (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知	.3年	出願日											(外国において既に特許を受けていること。英国特許の場合のみ3年以内)
中南米	Saint Lucia (H22年調査結果)	無	再登録特許制度	世界公知	.3年	出願日											(外国において既に特許を受けていること。英国特許の場合のみ3年以内)
中南米	Saint Vincent and the Grenadines (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知		出願日										1933年特許令	(外国において既に特許を受けていること。)
中南米	Saint Vincent and the Grenadines (H22年調査結果)	無	無	世界公知	—	—										2004年特許令	
中南米	Suriname, Republic of (H11年調査結果)	—	特許制度無し														

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
中南米	Suriname, Republic of (H22年調査結果)	無	特許制度無し	—	—	—											
中南米	Trinidad and Tobago, Republic of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	国内公知	3年	出願日									新規立法無し	(英国特許の再登録)	
中南米	Trinidad and Tobago, Republic of (H22年調査結果)	有	有(新設)	国内公知	1年	出願日		◎	◎						2000年改正特許法	第9条 新規性 (3) (2)項の適用に際しては、出願日の前1年以内になされた以下の行為は考慮しないものとする。 (a) 出願人またはその前権利者による開示、または (b) 第三者による濫用	
中南米	Uruguay, Oriental Republic of (H11年調査結果)	—	再登録特許制度	世界公知	3年	外国での付与日									1941-1975年特許法	(外国での付与日から三年以内に出願することにより再確認特許を得られる。)	
中南米	Uruguay, Oriental Republic of (H22年調査結果)	有	有(新設)	世界公知	1年	出願日(優先日)		◎	◎	◎					1999年特許・実用新案・工業意匠法	第10条 出願日または優先日の1年以内に、発明者、その前権利者、もしくは前記発明者から直接的または間接的に情報を得た第三者による開示は新規性の判断に影響しないものとする。	
中南米	Venezuela, Bolivian Republic of (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日(優先日)		◎	◎			◎	◎	◎	特許、産業上の秘密、実用新案、工業意匠、標章、商業上の標語及び原産地名に関する決定第344号(カルタヘナ協定)	(a) 出願人又は権原承継人による発明の開示。 (b) 国内工業所有権庁による発明の開示であって、(i) 特許出願の内容を適用条項に違反して公開した場合。 (ii) 出願人又は権原承継人から直接又は間接的に係る情報を取得した第三者による開示。 (c) 発明者または権原承継人との関係における明らかな悪用に起因する発明の開示。 (d) 出願人又はその権原前任者が公に認められた展示会又は見本市で開示した事実。 (e) 学術上若しくは調査上の目的で出願人又は権原前任者が発明の継続のために発明の公開が必要だったとの事実に起因する開示	
中南米	Venezuela, Bolivian Republic of (H22年調査結果)	有	無	—	—	—									1955年工業所有権法	※アンデス共同体(Anean Community)からの脱退に伴い左記法律を適用するとの発表あり。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
広域機関	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知 (文書による開示)	6ヶ月	出願日 (優先日)								○			1982年ハラレ議定書	(a)公のもしくは公に認められた展示会における発明の開示。
広域機関	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)								○	○	2006年ハラレ議定書	第3章 出願日前6月以内になされた書面による開示(図面、その他のイラストを含む)、もしくは公または公認の博覧会での開示。	
広域機関	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○					○		1977年バンギ協定	(a)出願人または継承人に対する明白な濫用に基づく発明の公開 (b)公の又は公認の国際博覧会での発明の展示	
広域機関	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI) (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎					◎		2002年バンギ協定	第3条 (3)第(2)項に定められた日(出願日または優先日)の前12ヶ月以内になされた以下の開示によっては発明の新規性を損なわれない。 (a)出願人またはその前権利者に対する明白な違反 (b)出願人またはその前権利者による公または公認の国際博覧での展示	
広域機関	Andean Community (H11年調査結果)	—	有	世界公知	12ヶ月	出願日			◎					◎	◎	カルタヘナ協定委員会1974年5月/6月決定第85号	第二条(後段):この条の規定にもかかわらず、出願提出の日前1年以内にした発明開示はそれが次の事の結果生じたものであるときは新規性の喪失を生じさせない。 (a)出願人又はその権利承継人を害するような明らかな濫用、例えば、発明者の代理人、同僚、被用者、産業スパイその他による図面若しくは文書の不法入手又は不行跡若しくは不誠実 (b)出願人若しくはその権利承継人が加盟国のいずれか一国において、公に組織され、承認された博覧会に当該発明を展示し又はその産業的応用を確定するために実験をした事実	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
広域機関	Andean Community (H22年調査結果)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎					2000年改正工業所有権に関する共通規則(アンデス共同体委員会決定486号)	第17条 特許性を決定する際には、加盟国での出願日または優先日に先立つ1年以内に、以下のいずれかによって公開された場合は、公開されたと見なさない。 a) 出願者またはその後継者 b) 管轄権を有する官庁が関係法令に違反して、発明者またはその権利相続人による出願の内容を公開した場合 c) 出願者またはその継承者から直接間接に情報を得た第三者
広域機関	Eurasian Patent Organization (EAPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○					1994年9月9日作成のユーラシア特許条約 1997年12月25日及び26日改正ユーラシア特許条約に基づく規則	第14条(特許規則 実体規定):(ii) 発明の特許性に影響を与えない開示、とあり、特許規則に明示されている。 第3規則(発明の特許性の基準):(3) 当該発明に関する情報の開示であって、ほかの方法であれば特許性に影響を与えるとみられる開示は、次の場合には、特許性に影響を与えない。次の場合とは、その情報が次の者により、ユーラシア出願の出願日又は主張される優先日の前6月の期間より早くない時期に公衆に利用可能となった場合であり、次の者とは、発明者若しくは出願人、又は発明者若しくは出願人から直接又は間接に当該情報を得たすべての者をいう。開示の状況の証明責任は出願人が負う。

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等		
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等
広域機関	Eurasian Patent Organization (EAPO) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○					1994年9月9日に作成、2003年11月17日から21日に改正のユーラシア特許条約に基づく規則	第14条(特許規則, 実体規定):(ii) 発明の特許性に影響を与えない開示, とあり、特許規則に明示されている。 第3規則(発明の特許性の基準):(3) 当該発明に関する情報の開示であって、ほかの方法であれば特許性に影響を与えるとみられる開示は、次の場合には、特許性に影響を与えない。次の場合とは、その情報が次の者により、ユーラシア出願の出願日又は主張される優先日の前6月の期間より早くない時期に公衆に利用可能となった場合であり、次の者とは、発明者若しくは出願人、又は発明者若しくは出願人から直接又は間接に当該情報を得たすべての者をいう。開示の状況の証明責任は出願人が負う。
広域機関	European Patent Office (EPO) (H11年調査結果)	—	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		1996年改正欧州特許条約	第55条(新規性に影響を与えない開示):(1) 第54条の適用については、発明の開示は、それが欧州特許出願前の6月以内に行われかつそれが以下のものに起因するか又は以下のものの結果である場合は考慮されない。 (a) 出願人又はその法上の前権利者に対する明らかな乱用 (b) 出願人又はその法上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名され、最後に1972年11月30日に改正された国際博覧会に関する条約にいうところの公の又は公に認められた国際博覧会に発明を展示したこと (2) (1)(b)の場合については、(1)の規定は出願人が欧州特許出願の際に、発明がそのように展示されたことを陳述し、かつ施行規則に定める期間内に施行規則に定める条件に従ってこれを裏付ける証明書を提出した場合にのみ適用する。	

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定に関する改正の有無	例外規定の有無	新規性要件	期間	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								根拠法・条約等			
							制限無し	出願人の開示	明白な濫用	出願人の意図しない第三者の開示	出願人の意図した第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他	法律等の名称	条文等	
広域機関	European Patent Office (EPO) (H22年調査結果)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○					○			2007年改正欧州特許条約	第55条(新規性に影響を与えない開示):(1)第54条の適用については、発明の開示は、それが欧州特許出願前の6月以内に行われかつそれが以下のものに起因するか又は以下のものの結果である場合は考慮されない。 (a)出願人又はその法上の前権利者に対する明らかな乱用 (b)出願人又はその法上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名され、最後に1972年11月30日に改正された国際博覧会に関する条約にいうところの公の又は公に認められた国際博覧会に発明を展示したこと (2)(1)(b)の場合については、(1)の規定は出願人が欧州特許出願の際に、発明がそのように展示されたことを陳述し、かつ施行規則に定める期間内に施行規則に定める条件に従ってこれを裏付ける証明書を提出した場合にのみ適用する。